

令和2年度 第1回 長田区地域包括支援センター運営協議会

日時：令和2年8月6日（木）
午後1時30分～3時00分
場所：長田区役所7階大会議室

I. 開会

II. 運営委員の紹介

III. 議題

《公開》

1. 令和元年度 あんしんすこやかセンターの運営状況について
2. 令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書について
3. 介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合の取り扱いについて
—指定居宅介護支援事業所の選定における確認書の受理状況—
4. 区運営協議会における報告事項の見直しについて（案）
5. 令和3年度以降のあんしんすこやかセンターの運営について

《非公開》

6. 特定事業所へのサービス集中率について
7. 地域包括ケア充実のための事業目標

IV. 閉会

[配布資料]

令和2年度 第1回 長田区地域包括支援センター運営協議会 次第
長田区地域包括支援センター運営協議会 委員名簿
長田区地域包括支援センター運営協議会 座席表
区地域包括支援センター運営協議会 開催要綱
長田区地域包括支援センター運営協議会資料（公開）
長田区地域包括支援センター運営協議会資料（非公開）
※黄色ファイル終了後回収いたします

O

O

長田区地域包括支援センター運営協議会 委員名簿(令和2年度)

順不同・敬称略

分野	氏名	所属機関・団体名
神戸市医師会	松岡 泰夫	神戸医療生活協同組合 番町診療所
神戸市歯科医師会	長砂 孝	長砂歯科医院
神戸市薬剤師会	碓井 裕恵	めーまい薬局
利用者代表	山下 淑子	長田区連合婦人会
神戸市民生委員児童委員協議会	中田 裕康	長田区民生委員児童委員協議会
神戸市老人福祉施設連盟	大和田 順	長田ケアホーム
神戸介護老人保健施設協会	定本 正行	介護老人保健施設サニーヒル
兵庫県民間病院協会神戸支部	中尾 恵子	公文病院
神戸市シルバーサービス事業者連絡会	高井 得雄	生活協同組合コープこうべ
長田区社会福祉協議会	森貞 拓郎	長田区社会福祉協議会
神戸市	丸本 和枝	長田区保健福祉部長

(事務局)

氏名	役職
赤尾 雅裕	長田区保健福祉部健康福祉課長
浅田 亜貴代	長田区保健福祉部健康福祉課あんしんすこやか係長
黒木 えい子	長田区保健福祉部健康福祉課健康支援担当係長
藤本 佳子	長田区保健福祉部健康福祉課あんしんすこやか係
澤田 沙都里	長田区保健福祉部健康福祉課あんしんすこやか係
妹尾 順子	長田区保健福祉部健康福祉課あんしんすこやか係



区地域包括支援センター運営協議会 開催要綱

平成 29 年 4 月 1 日

保健福祉局長決定

(趣旨)

第 1 条 神戸市の介護保険制度において地域の様々な資源を統合した地域包括ケアを提供することを目的とし、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として「地域包括支援センター」を設置する。この地域包括支援センターの公正・中立性を確保するため、専門的な見地及び市民の立場から広く意見を求めることを目的として、「神戸市地域包括支援センター運営協議会」(以下「市協議会」という。)を、また、各区において、「区地域包括支援センター運営協議会」(以下「区協議会」という。)を開催する。

(内容)

第 2 条 区協議会においては、次の事項について意見を求めるものとする。なお、区協議会において各委員より出された意見については、必要に応じて市協議会において報告する。

- 1 区内の地域包括支援センターの業務を支援するため、関係機関との連携に関する事項。
- 2 その他区の地域包括支援センターの運営に関する事項。

(委員)

第 3 条 区協議会に出席する委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。神戸市老人福祉施設連盟、(社)神戸市介護老人保健施設協会、(公社)神戸市民間病院協会、神戸市シルバーサービス事業者連絡会、(社)神戸市医師会、(公社)神戸市歯科医師会、(社)神戸市薬剤師会、神戸市民生委員児童委員協議会、社会福祉法人神戸市社会福祉協議会の各代表、利用者代表及び市関係職員。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(議長)

第 5 条 区協議会には、議長を置く。

- 2 議長は会議の進行をつかさどる。
- 3 議長は各区保健福祉部長をもって充てる。
- 4 議長は必要に応じて市協議会委員の出席を要請できる。
- 5 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員が、その職務を代理する。

(関係者の招集)

第 6 条 各区協議会において、議長は必要があると認めた場合は、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 区協議会は、原則これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、福祉局長が公開しないと決めたときには、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例(平成13年神戸市条例第29条)第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱(平成25年3月27日市長決定)を適用する。

(庶務)

第8条 区協議会の庶務は各区保健福祉部健康福祉課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、区協議会の運営に関して必要な事項は各区保健福祉部長が別に定める。

付則 この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

付則 この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

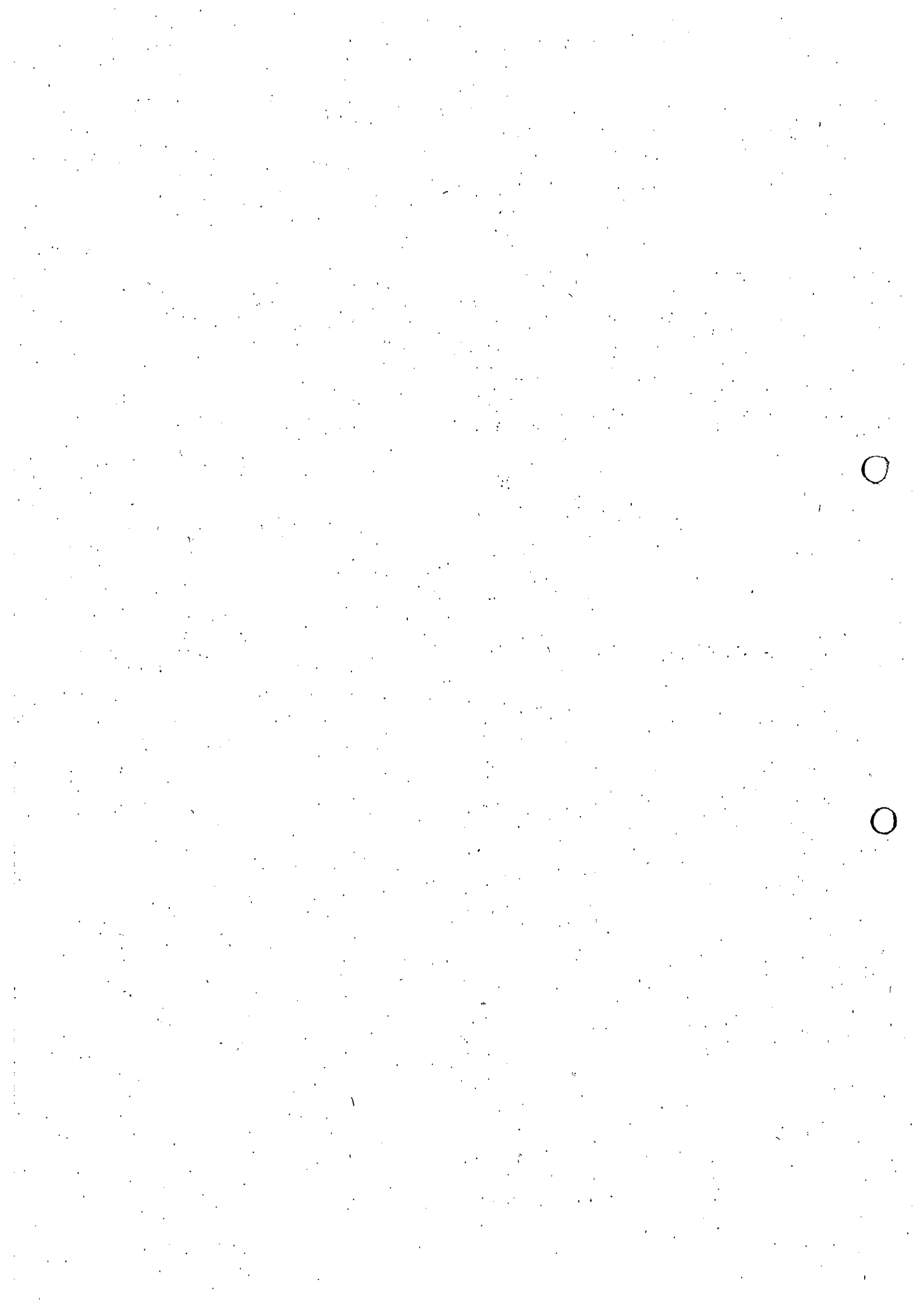
付則 この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

長田区地域包括支援センター運営協議会 資料(公開)

令和2年8月6日(木)

<資料目次>

1. 令和元年度あんしんすこやかセンターの運営状況について
 - (1) 各センターの月別実績報告書
 - ①長田区月別実績報告書 P 1
 - ②実績報告書(長田区) P 2
 - ③各センター別実績報告書 P 4
 - ③全市月別実績報告書 P11
 - ④実績報告書(全市) P12
 - ⑤長田区地域ケア会議実施状況 P14
2. 令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書について P15
3. 介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合の取り扱いについて
—指定居宅介護支援事業所の選定における確認書の受理状況—
 - (1) 介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合の取扱いについて
. P38
 - (2) 介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態になったときの確認書の使用状況
. P39
 - (3) 指定居宅介護支援事業者等の選定における確認書(参考) P40
4. 区運営協議会における報告事項の見直しについて(案) P41
5. 令和3年度以降のあんしんすこやかセンターの運営について P42



1. 令和元年度あんしんすこやかセンターの運営状況について

月別実績報告書 その1

(R1年度年間)

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

センター番号:	06
センター名:	長田区

	総合相談支援										介護予防支援 介護予防ケア マネジメント	権利擁護				地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	突進把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト	成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害		包括的 ケアマネジメント	困難事例 対応						
電話	2,298	294	534	669	40	0	13	1	120	23	879	263	273	219	271	13,647			
うち訪問対応	137	7	12	50	1	0	0	0	1	2	5	8	3	4	5	556			
来所	958	26	156	78	31	38	8	0	15	1	69	29	192	597	112	3,034			
うち訪問対応	38	0	6	3	2	1	0	0	0	0	1	1	0	24	1	101			
訪問	1,223	37	591	633	73	53	18	1	118	7	249	248	977	1,385	187	11,930			
うち訪問対応	26	0	5	28	1	2	0	0	0	0	1	7	9	17	1	241			
その他	236	57	129	77	13	4	20	1	68	5	138	137	137	152	58	2,282			
うち訪問対応	6	0	2	5	0	1	0	0	3	0	0	2	1	2	0	57			
合計	4,715	354	1,410	1,457	157	95	59	3	321	36	1,335	697	1,279	2,353	628	30,893			
うち訪問対応	207	7	25	86	4	4	0	0	4	2	7	18	13	47	7	955			
実人数	1,749	110	335	503	76	87	17	1	45	16	244	96	104	2,007	170	7,891			

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがけ の窓口	サービス 担当者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	4	6	1	0	11
実人数	4	4	1	0	9

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	24,988
(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	371	7,516
緊急対応件数(緊急対応等)	件数	12	

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち 新規数
従来型	672	13	659	130	5
簡易型	308	5	303	50	2
ゼロ型	0	0	0	0	0
介護予防支援	1,680	34	1,646	387	11
合計	21,477				
モニタリング	回数	サービス担当者会議	回数	2,977	

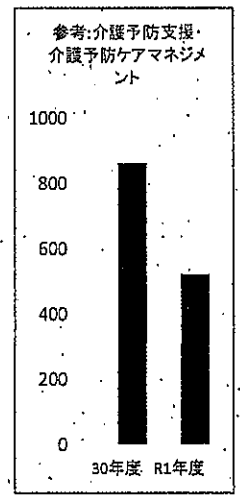
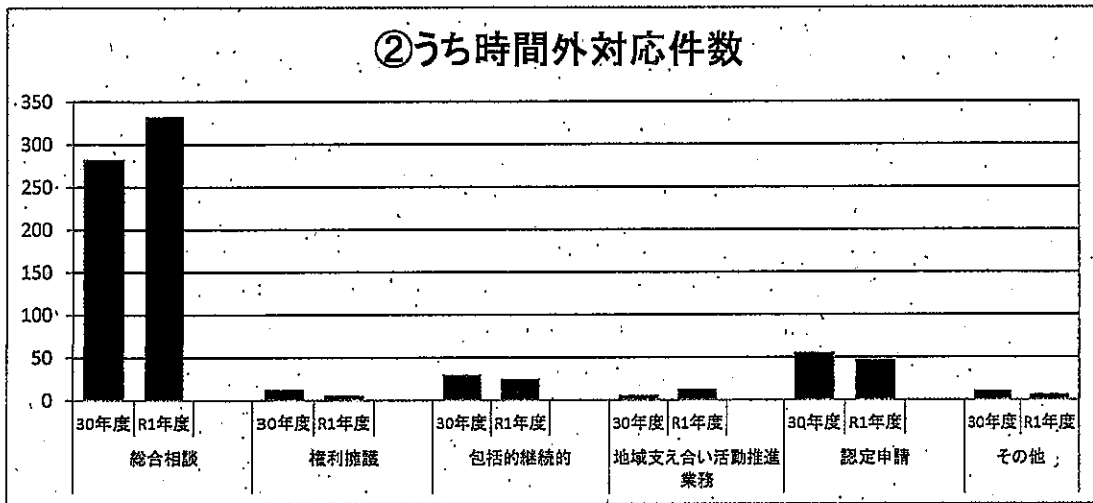
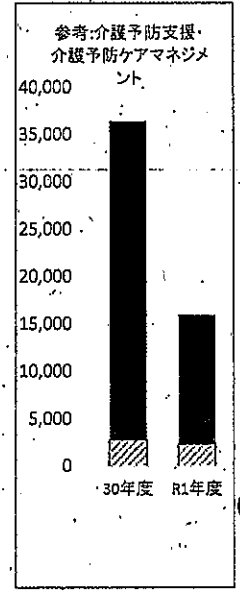
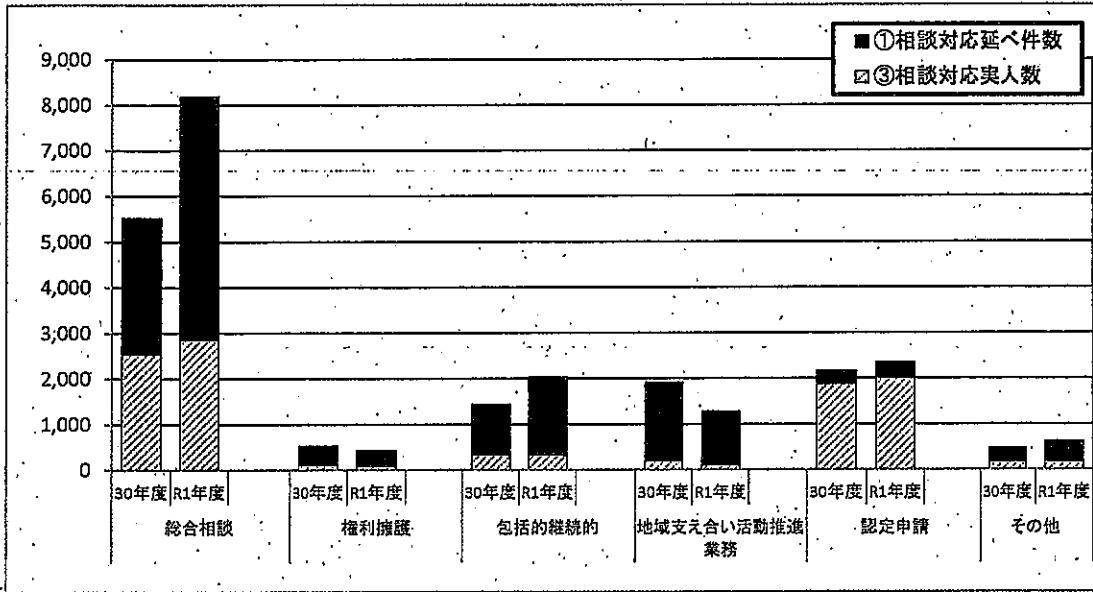
5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	20	0	544
(内数)協賛機材提供を有するもの	開催数	10		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	14	0	40
自センター主催の会議等	開催数	33	0	403
小地域支え合い連絡会	開催数	50	0	465
行政等主催の会議等	会議数	465	0	550
地域主催の会議等	会議数	657	0	918
ケアマネ等研修会	開催数	53	0	483
介護リフレクشن教室	開催数	38	0	255
運営推進会議	開催数	119	0	123
研修	回数	251	0	389
住民主体活動の他方支援	参加回数	112	0	187
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	5,012		
(内数)ケース検討会	開催数	37		

令和元年度 実績報告書(長田区)

1. 相談対応実績件数及び人数

※「1.相談対応実績件数及び人数」の「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント」に計上していた介護予防ケアマネジメントにかかるモニタリングやサービス担当者会議の実施回数は、R1年度より「4.介護予防ケアマネジメント」に計上するよう変更。



	総合相談支援						介護予防支援				包括的・継続的ケアマネジメント		地域支え合い活動推進業務		認定申請		その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト	介護予防支援	成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネジメント支援	困難事例対応	推進業務	申請	その他		
電話	2,298	234	534	669	40	0	7,790	13	1	120	23	879	283	273	219	271	13,647	
うち時間外対応	137	7	12	50	1	0	321	0	0	1	2	5	8	3	4	5	556	
来所	958	26	156	78	31	38	724	8	0	15	1	69	29	192	597	112	3,034	
うち時間外対応	38	0	6	3	2	1	24	0	0	0	0	1	1	0	24	1	101	
訪問	1,223	37	591	633	73	53	6,430	18	1	118	7	249	248	677	1,385	187	11,930	
うち時間外対応	28	0	5	28	1	2	144	0	0	0	0	1	7	9	17	1	241	
その他	236	57	129	77	13	4	1,050	20	1	68	5	138	137	137	152	58	2,282	
うち時間外対応	6	0	2	5	0	1	35	0	0	3	0	0	2	1	0	0	57	
①相談対応延べ件数	4,715	354	1,210	1,457	157	95	15,994	59	3	321	36	1,335	697	1,279	2,353	628	30,893	
前年度比	33%	38%	-	-12%	157%	-26%	-56%	-39%	-	-20%	24%	43%	39%	-33%	9%	32%	-36%	
1圏域あたり(件)	674	51	201	208	22	14	2,285	8	0	46	5	191	100	183	336	90	4,413	
②うち時間外対応件数	207	7	25	88	4	2	524	0	0	4	2	7	18	13	47	6	955	
前年度比	45%	17%	-	-35%	300%	0%	-39%	-100%	-	-80%	100%	-42%	0%	117%	-16%	-36%	-25%	
1圏域あたり(件)	30	1	4	12	1	1	75	0	0	1	0	1	3	2	7	1	136	
③相談対応実人数	749	110	335	503	76	87	2,341	17	1	45	16	244	86	104	2,007	170	-	
前年度比	-2%	-6%	-	-15%	111%	-22%	-16%	-32%	-	-29%	-27%	1%	-11%	-46%	7%	1%	-	
1圏域あたり(人)	250	16	48	72	11	12	334	2	0	6	2	35	12	15	287	24	-	

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数
 ※R1年度より総合相談支援のうち、「認知症に関する相談」を追加

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	4	6	1	0	0	11
異人数	4	4	1	0	0	9

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		令和元年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	24,988 件	-12.1%	3,569.7 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	12 件	-14.3%	1.7 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	サービス担当者会議
回数	21,477	2,977

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		令和元年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	20 件	-20.0%	2.9 件
	参加人数	544 人	-31.8%	77.7 人
	(内訳)協議体開催数	10 件	0.0%	1.4 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	14 件	-50.0%	2.0 件
	参加人数	40 人	-57.9%	5.7 人
自センター主催の会議等	開催数	33 件	-41.1%	4.7 件
	参加人数	403 人	-56.7%	57.6 人
小地域支え合い連絡会	開催数	50 件	-13.8%	7.1 件
	参加人数	465 人	-19.8%	66.4 人
行政等主催の会議等	開催数	465 件	-1.3%	66.4 件
	参加職員数	550 人	-6.1%	78.6 人
地域主催の会議等	開催数	657 件	111.3%	93.9 件
	参加職員数	918 人	92.9%	131.1 人
ケアマネ等研修会	開催数	53 件	55.9%	7.6 件
	参加人数	463 人	42.0%	66.1 人
介護リフレッシュ教室	開催数	38 件	-15.6%	5.4 件
	参加人数	255 人	-24.6%	36.4 人
運営推進会議	開催数	119 件	-21.7%	17.0 件
	参加職員数	123 人	-20.6%	17.6 人
研修	回数	251 件	-35.1%	35.9 件
	受講職員数	389 人	-34.8%	55.6 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	112 件	-	16.0 件
	参加職員数	167 人	-	23.9 人
他機関との連絡調整	件数	5,012 件	-8.0%	716.0 件

月別実績報告書 その1 (R1年度年間)

センター番号:	44
センター名:	丸山あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数(新規を含む)

	総合相談支援				介護予防ケアマネジメント	権利擁護			包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・通所相談	認知症に関する相談	実態把握		介護保険 外サービス	基本 チェックリスト	成年 後見制度						
電話	110	170	135	20	11	0	10	0	31	7	116	19	8	1,563
うち訪問対応	9	2	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	2	41
来所	126	5	26	2	9	0	4	0	6	0	8	2	94	413
うち訪問対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
訪問	92	13	115	57	12	5	4	0	18	1	14	7	179	63
うち訪問外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	20	8	11	5	2	0	8	0	18	0	7	8	44	21
うち訪問外対応	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	348	198	287	84	34	5	26	0	73	8	145	36	181	292
うち訪問外対応	13	2	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	2	3
実人数	249	56	60	27	12	4	7	0	4	1	58	10	28	52

2. 苦情件数(再掲)

センター	センター センター	えがおの窓口	サービス 窓口	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	0	5	0	0	0	5
実人数	0	3	0	0	0	3

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	4,319
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	57	対象人数 1,766
緊急対応件数(事故対応等)	件数	1	

4. 介護予防ケアマネジメント

種類	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち新規数
従来型	66	3	62	0	0
簡易型	32	0	32	0	0
セルフリー	0	0	0	0	0
介護予防支援	40	3	37	0	0
回数	2,251	サービス担当者会議	回数	470	

セルは合計数ではなく、年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	56
(内数)協議体機能有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	5	参加人数	7
自センター主催の会議等	会議数	3	参加人数	72
小地域支え合い連合会	開催数	5	参加人数	50
行政等主催の会議等	会議数	69	参加職員数	73
地域主催の会議等	会議数	179	参加職員数	231
ケアマネ研修会	開催数	9	参加人数	82
介護リフレクシブ教室	開催数	6	参加人数	61
運営推進会議	開催数	16	参加職員数	16
研修	回数	34	受講職員数	69
住民主体活動の協力支援	参加回数	5	参加職員数	7
個別ケース対応に関する他機関との連携調整	件数	618		
(内数)ケース検討会	開催数	0		

月別実績報告書 その1

(R1年度年間)

センター番号:	45
センター名:	名倉あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援										介護予防ケアマネジメント	高齢者虐待	児童虐待	障害者被害	危機的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	介護保険	基本チェックリスト	成年後見制度	措置	高齢者虐待										
電話	368	13	86	17	5	0	55	3	0	14	2	64	29	111	8	804				
うち時間外対応	9	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12				
来所	148	9	20	0	3	6	16	2	0	0	0	10	2	30	8	308				
うち時間外対応	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	5				
訪問	124	4	43	28	10	16	40	0	0	3	0	7	10	251	8	570				
うち時間外対応	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	3	0	9				
その他	10	19	7	6	6	3	0	2	0	2	0	31	18	20	8	140				
うち時間外対応	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3				
合計	650	45	156	51	24	25	111	7	0	19	2	112	57	462	32	1,820				
うち時間外対応	15	3	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	7	0	29				
実人数	280	9	55	11	15	23	53	1	0	2	2	6	6	336	16	819				

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがの窓口	サービス担当者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	1	0	0	1
実人数	0	1	0	0	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報啓発	回数	対象人数	3,208
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	186	1,689
緊急対応件数(事故対応等)	件数	1	

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	委託数のうち新規数
従来型	121	1	120	30
簡易型	45	0	45	15
セルフ型	0	0	0	
介護予防支援	270	3	270	64
回数	3,897			489

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	5	参加人数	186
(内数)協議体機能をもつもの	開催数	4		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	2	参加人数	8
自センター主催の会議等	開催数	6	参加人数	24
小地域支え合い連絡会	開催数	5	参加人数	60
行政等主催の会議等	開催数	78	参加職員数	87
地域主催の会議等	開催数	155	参加職員数	179
ケアマネ等研修会	開催数	11	参加人数	99
介護リフレック教室	開催数	6	参加人数	31
運営推進会議	開催数	16	参加職員数	16
研修	回数	47	受講職員数	51
住民主体活動の後方支援	参加回数	5	参加職員数	6
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	743		
(内数)ケース検討会	開催数	19		

月別実績報告書 その1 (R1年度年間)

センター番号:	46
センター名:	池田宮川あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援				介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計	
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握		介護保険 外サービス	基本 チェックリスト	成年 後見制度	措置							高齢者 虐待
電話	80	24	1	7	0	0	1,173	0	0	3	1	35	21	6	8	1,367
うち時間外対応	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
来所	67	7	14	2	7	25	0	0	1	0	0	3	3	1	4	247
うち時間外対応	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
訪問	86	10	14	31	8	877	4	0	6	0	41	36	108	215	5	1,460
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	6	13	6	2	0	134	1	0	1	0	5	2	2	9	2	185
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	239	54	35	42	15	2,209	5	0	11	1	84	62	117	331	19	3,259
うち時間外対応	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
実人数	163	24	29	20	18	202	2	0	3	1	14	16	13	291	10	821

2. 苦情件数(再掲)

センター	えが谷の窓口	サービスマナー	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	3,239
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	対象人数	207
緊急対応件数(事故対応等)	件数	2	

4. 介護予防ケアマネジメント

種類	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	0	2	0	0	0
単体型	46	1	45	0	0
簡易型	0	0	0	0	0
セルフ型	0	0	0	0	0
介護予防支援	0	2	0	0	1
手前給付	回数	2,529	回数	367	

セルは合計数ではなく、当年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	参加人数	51
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	参加人数	
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	参加人数	12
自センター主催の会議等	会議数	参加人数	10
小地域支え合い連帯会	開催数	参加人数	46
行政等主催の会議等	会議数	参加職員数	64
地域主催の会議等	会議数	参加職員数	61
ケアマネ等研修会	開催数	参加人数	76
介護リフレッシュ教室	開催数	参加人数	24
運営推進会議	開催数	参加職員数	21
研修	回数	受講職員数	50
住民主体活動の後方支援	参加回数	参加職員数	20
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数		
(内数)ケース検討会	開催数	参加人数	1

月別実績報告書 その1

(R1年度年間)

センター番号:	47
センター名:	御蔵あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援					介護予防ケアマネジメント	権利擁護				困窮事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計	
	介護相談	入所・通所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス		基本チェックリスト	成年後見制度	借置	高齢者虐待						消費者被害
電話	53	1	45	39	5	0	1,548	0	1	9	4	23	47	4	28	1,849
うち時間外対応	0	0	0	1	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	14
来所	49	0	8	7	2	3	53	0	0	0	0	4	2	5	6	196
うち時間外対応	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3
訪問	63	4	89	93	24	7	1,700	5	1	19	3	16	92	68	51	2,372
うち時間外対応	0	0	0	1	0	0	6	0	0	0	0	0	2	1	0	10
その他	8	3	15	5	1	1	175	1	1	12	4	4	19	0	15	286
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	173	8	157	144	32	11	3,476	6	3	40	11	47	120	77	289	4,703
うち時間外対応	1	0	0	2	0	0	21	0	0	0	0	0	2	0	0	28
実人数	83	3	40	52	16	8	487	3	1	9	6	12	8	5	24	995

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがねの窓口	サービス課	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	合計
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	対象人数	846
緊急対応件数(事故対応等)	件数		1

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	委託数のうち新規数
従来型	86	1	85	0
簡易型	57	1	56	0
セルフ型	0	0	0	0
介護予防支援	322	9	313	3
予防給付	回数	2,599	回数	314

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

月別実績報告書 その1

(R1年度年間)

センター番号:	48
センター名:	西代あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援										介護予防ケアマネジメント	地域支援活動	認定申請	その他	合計
	総合相談支援					福利擁護									
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実働把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト	成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害					
電話	305	19	42	356	6	0	1,419	0	14	5	20	52	5	0	2,294
うち訪問外対応	54	2	3	32	1	0	141	0	0	0	2	8	0	0	246
来所	144	0	21	16	9	4	46	0	0	1	2	2	0	0	363
うち訪問外対応	26	0	4	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	49
訪問	84	5	41	141	0	2	1,040	0	11	0	4	28	17	0	1,480
うち訪問外対応	18	0	3	15	0	0	70	0	0	0	0	2	0	0	121
その他	18	3	10	28	1	0	101	0	6	0	0	11	0	0	184
うち訪問外対応	2	0	1	5	0	0	10	0	0	0	0	2	0	0	20
合計	551	27	114	541	16	6	2,606	1	31	6	26	93	22	291	4,331
うち訪問外対応	100	2	11	52	3	1	222	0	0	0	2	12	0	31	436
実人数	340	11	37	210	8	6	437	1	4	2	22	10	3	231	1,322

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	2,802
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	30	794
緊急対応件数(事故対応等)	件数	1	

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	委託数	委託数のうち新規数
従来型	100	4	100	193	0
簡易型	10	2	10	2	0
セルフ型	0	0	0	0	
介護予防支援	202	4	198	703	0
回次	3,056	サービス担当者会議	回数	419	

セルは合計数ではなく、年度の3月の数値が入っています。

月別実績報告書 その1

(R1年度年間)

センター番号:	49
センター名:	真野真陽あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援					小児予防ケア マネジメント	権利保護			困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	実施把握 外サービス	介護保険 チェックリスト		成年 後見制度	措置	高齢者 虐待					
電話	1,319	3	100	52	1	0	0	18	0	597	79	0	52	4,524
うち時間外対応	58	0	5	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	103
来所	314	3	9	1	0	9	0	3	0	39	5	81	7	622
うち時間外対応	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
訪問	696	0	38	119	0	11	0	44	0	113	38	37	48	2,708
うち時間外対応	4	0	0	7	0	1	0	0	0	0	1	2	0	18
その他	155	1	2	1	0	0	0	11	1	39	22	7	3	422
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,484	7	157	173	1	20	1	76	1	788	144	75	110	8,276
うち時間外対応	62	0	6	10	0	1	0	0	0	3	1	2	0	122
実人数	385	2	20	36	1	20	0	8	0	101	13	18	46	1,524

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えが治 の窓口	サービス 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

	回数	対象人数	合計
広報啓発	回数	102	4,970
(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	57	1,323
緊急対応件数(事故対応等)	件数	6	

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	5年新規数		5年継続数		委託数のうち 新規数
		従来型	新規型	従来型	新規型	
総合事業のサービスのみ	105	1	104	72	2	
	60	0	60	6	0	
	0	0	0	0	0	
予防給付	270	6	272	57	0	
モニタリング	3,501	サービス担当者会議	回数	462		

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	参加人数
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	3
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	1
自センター主催の会議等	会議数	16
小地域支え合い連絡会	開催数	16
行政等主催の会議等	会議数	84
地域主催の会議等	会議数	56
ケアマネ等研修会	開催数	8
介護リフレッシュ教室	開催数	5
運営推進会議	開催数	16
研修	回数	57
住民主体活動の後方支援	参加回数	30
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	732
(内数)ケース検討会	開催数	9

月別実績報告書 その1

(R1年度年間)

センター番号:	50
センター名:	新島あんしんすくやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数(新規を含む)

	総合相談支援										介護予防ケアマネジメント	地域支援活動	認定申請	その他	合計	
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト	成年後見制度	権利擁護	高齢者虐待	消費生活被害						居宅介護支援
電話	63	4	117	178	4	0	600	0	0	31	4	74	36	7	36	1,246
うち訪問外対応	4	0	3	12	0	0	113	0	0	0	2	0	0	0	2	137
来所	110	2	58	50	2	9	394	1	0	5	0	3	13	61	18	887
うち訪問外対応	8	0	0	3	0	0	22	0	0	0	0	1	1	4	1	40
訪問	78	1	251	164	8	4	950	4	0	17	3	54	77	129	12	2,119
うち訪問外対応	0	0	2	5	1	0	65	0	0	0	0	0	2	0	1	83
その他	19	10	78	30	1	0	446	8	0	18	0	52	59	24	9	828
うち訪問外対応	1	0	0	0	0	0	24	0	0	3	0	0	0	1	0	29
合計	270	17	504	422	15	13	2,390	13	0	71	7	133	185	221	75	5,076
うち訪問外対応	13	0	5	20	1	0	224	0	0	3	2	1	3	8	4	288
実人数	249	3	94	147	6	11	409	3	0	15	3	31	25	206	22	1,237

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがたの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	4	0	1	0	5
実人数	4	0	1	0	5

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	3,208
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	対象人数	1,001
緊急対応(季節対応等)	件数		0

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	委託数のうち新規数
従来型	403	1	102	1
簡易型	65	1	64	0
セル型	0	0	0	0
介護予防支援	405	7	299	3
合計	3,644	95	466	4

セルは合計数ではなく、当年度の3月の数値が入っています。

月別実績報告書 その1

(R1年度年間)

センター番号:	全南
センター名:	

1. 相談対応実績件数及び人数(新規を含む)

	総合相談支援				介護予防支援 介護予防ケア マネジメント	権利擁護				包括的・包括的 ケアネットワーク	困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計	
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	実態把握		介護保険 外サービス	基本 チェックリスト	成年 後見制度	措置							高齢者 虐待
電話	42,729	5,426	10,814	7,974	1,579	117	1,063	126	5,203	224	11,150	7,680	5,535	4,306	7,288	231,673
うち時間外対応	2,233	189	514	499	107	1	26	3	289	12	432	372	201	142	537	10,954
来所	13,109	1,174	2,656	1,051	840	293	234	7	495	21	1,806	850	1,285	8,208	1,584	40,218
うち時間外対応	855	83	155	69	54	16	15	0	39	0	88	39	26	275	94	2,082
訪問	11,532	875	4,075	8,064	1,106	686	437	44	1,529	97	2,034	2,816	5,768	15,442	1,959	113,433
うち時間外対応	490	26	155	311	54	31	9	3	86	3	66	107	152	289	70	3,481
その他	2,925	608	1,678	3,198	322	32	263	27	1,973	64	1,407	1,313	295	1,844	1,287	33,317
うち時間外対応	163	10	90	95	13	2	4	0	56	1	77	57	295	33	44	1,432
合計	70,295	8,083	19,223	20,887	3,847	1,128	1,997	204	9,200	406	16,397	12,659	18,123	29,800	12,098	418,641
うち時間外対応	3,741	308	914	974	228	50	56	6	470	16	663	575	674	739	745	17,959
実人数	24,198	2,498	4,674	6,633	1,779	906	390	36	651	213	3,346	1,051	3,985	24,213	4,313	101,222

2. 苦情件数(再掲)

センター	えが谷 の窓口	サービスマ ナー	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	68	50	3	15	181
実人数	53	46	3	15	162

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	236,343
(内訳)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	対象人数	85,315
緊急対応件数(運動対応等)	件数	163	

4. 介護予防ケアマネジメント

種類	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち 新規数
従来型	6,633	139	6,494	2,034	48
簡易型	3,710	81	3,629	763	16
セルフ型	0	0	0	0	0
予防給付	14,997	292	14,705	4,759	122
モニタリング	205,335	サービス担当者会議	回数	27,485	

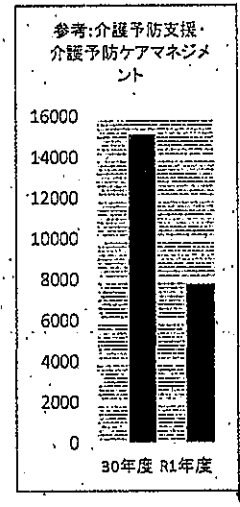
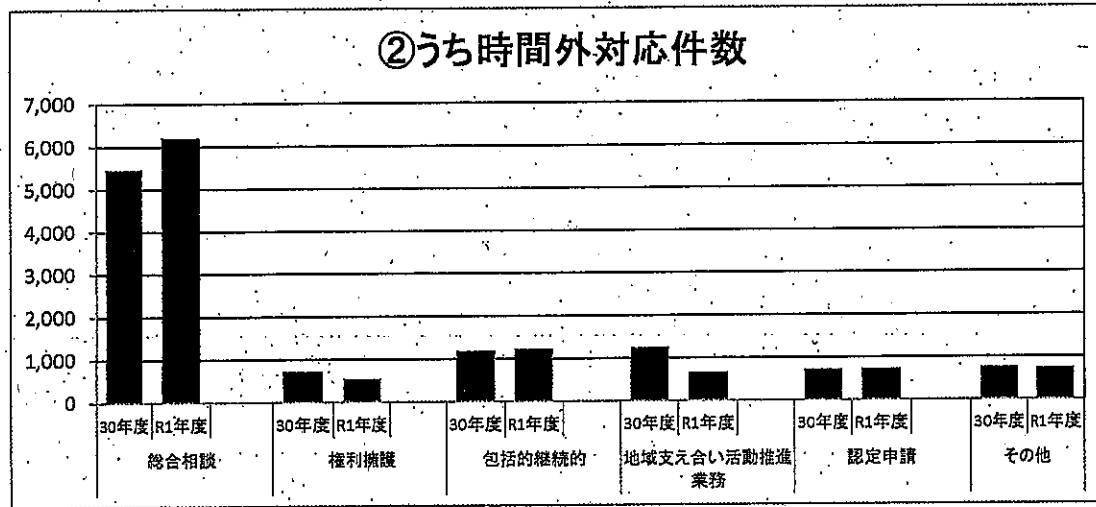
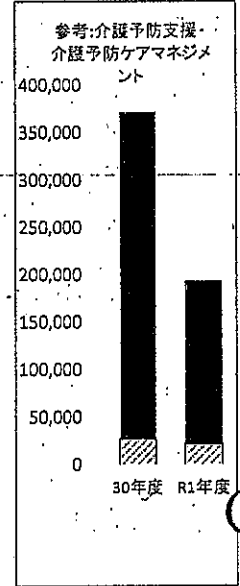
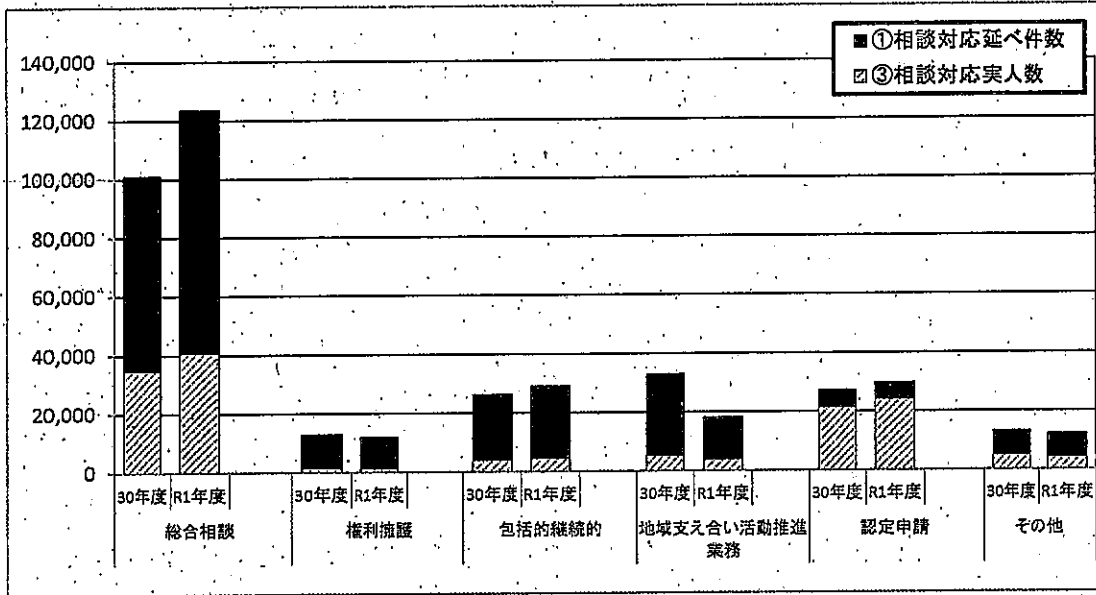
5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	開催数	244	0	4,809
(内訳)協働体機能を有するもの	開催数	112			
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	341	0	0	1,229
自センター主催の会議等	会議数	648	0	0	8,850
小地域支え合い連絡会	開催数	656	0	0	7,041
行政等主催の会議等	会議数	3,893	0	0	5,183
地域主催の会議等	会議数	6,658	0	0	9,460
ケアマネ等研修会	開催数	311	0	0	3,294
介護リフレッシュ教室	開催数	390	0	0	3,722
運営推進会議	開催数	1,232	0	0	1,348
研修	回数	2,137	0	0	3,400
住民主体活動の後方支援	参加回数	1,523	0	0	2,365
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	68,226			
(内訳)ケース検討会	開催数	1,763			

令和元年度 実績報告書(全市)

1. 相談対応実績件数及び人数

※「1.相談対応実績件数及び人数」の「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント」に計上していた介護予防ケアマネジメントにかかるモニタリングやサービス担当者会議の実施回数は、R1年度より「4.介護予防ケアマネジメント」に計上するよう変更。



	総合相談支援						介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント		地域支え合い活動推進業務	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネジメント支援	困難事例対応				
電話	42,729	5,426	10,814	7,974	1,579	117	120,459	1,063	126	5,203	224	11,150	7,680	5,535	4,306	7,288	231,673
うち時間外対応	2,233	189	514	499	107	1	5,395	28	3	289	12	432	372	201	142	537	10,954
来所	13,109	1,174	2,656	1,051	840	293	6,625	234	7	495	21	1,808	850	1,285	8,208	1,564	40,218
うち時間外対応	855	83	155	69	54	16	274	15	0	39	0	88	39	26	275	94	2,082
訪問	11,532	875	4,075	8,664	1,106	686	56,369	437	44	1,529	97	2,034	2,816	5,766	15,442	1,959	113,433
うち時間外対応	490	26	155	311	54	31	1,639	9	3	86	3	66	107	152	289	70	3,491
その他	2,925	608	1,678	3,198	322	32	10,841	263	27	1,973	64	1,407	1,313	5,535	1,844	1,287	33,317
うち時間外対応	163	10	90	95	13	2	492	4	0	56	1	77	57	296	33	44	1,432
①相談対応延べ件数	70,295	8,083	19,223	20,867	3,947	128	194,294	1,997	204	9,200	406	16,397	12,659	18,123	29,800	12,098	418,641
前年度比	0%	23%	-	-1%	30%	6%	-48%	-5%	-23%	-7%	-20%	14%	7%	-45%	9%	-7%	-29%
1圏域あたり(件)	901	104	246	268	49	14	2,491	26	3	118	5	210	162	232	382	155	5,367
②うち時間外対応件数	3,741	308	914	1,074	228	50	7,800	56	6	470	16	663	575	674	739	745	17,959
前年度比	-6%	14%	-	-12%	68%	56%	-49%	-41%	-75%	-21%	-36%	8%	-1%	-47%	1%	-3%	-29%
1圏域あたり(人)	48	4	12	12	3	1	100	1	0	6	0	9	7	9	9	10	230
③相談対応実人数	24,199	2,498	4,674	6,653	1,779	309	22,332	390	36	651	213	3,346	1,051	3,985	24,213	4,313	-
前年度比	-5%	18%	-	11%	49%	9%	-20%	-5%	-29%	-14%	-8%	14%	6%	-24%	13%	-13%	-
1圏域あたり(人)	310	32	60	85	23	12	286	5	0	8	3	43	13	51	310	55	-

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数
 ※R1年度より総合相談支援のうち、「認知症に関する相談」を追加

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	68	50	45	3	15	181
実人数	53	46	45	3	15	162

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		令和元年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	236,343 件	1.1%	3,030.0 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	163 件	5.2%	2.1 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	サービス担当者会議
回数	205,335	27,495

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		令和元年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	244 件	-16.7%	3.1 件
	参加人数	4,809 人	-24.5%	61.7 人
	(内訳)協議体開催数	112 件	-16.4%	1.4 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	341 件	-14.8%	4.4 件
	参加人数	1,229 人	-29.1%	15.8 人
自センター主催の会議等	開催数	648 件	-47.2%	8.3 件
	参加人数	8,850 人	-49.1%	113.5 人
小地域支え合い連絡会	開催数	656 件	-10.7%	8.4 件
	参加人数	7,041 人	-10.6%	90.3 人
行政等主催の会議等	開催数	3,893 件	-19.5%	49.9 件
	参加職員数	5,183 人	-20.5%	66.4 人
地域主催の会議等	開催数	6,558 件	9.0%	84.1 件
	参加職員数	9,460 人	6.0%	121.3 人
ケアマネ等研修会	開催数	311 件	-12.4%	4.0 件
	参加人数	3,294 人	-11.7%	42.2 人
介護リフレッシュ教室	開催数	390 件	-11.0%	5.0 件
	参加人数	3,722 人	-11.0%	47.7 人
運営推進会議	開催数	1,232 件	-17.5%	15.8 件
	参加職員数	1,348 人	-20.0%	17.3 人
研修	回数	2,137 件	-26.1%	27.4 件
	受講職員数	3,400 人	-29.9%	43.6 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	1,523 件	-	19.5 件
	参加職員数	2,366 人	-	30.3 人
他機関との連絡調整	件数	68,226 件	-18.1%	874.7 件

長田区内あんしんすこやかセンター 地域ケア会議実施状況

1. 地域ケア会議の経過

平成 25 年度に真野真陽あんしんすこやかセンターでモデル実施、平成 26 年度より長田区内あんしんすこやかセンターの全センターで地域ケア会議を開催している。

平成 31 年度からは、「個別課題解決」と「地域課題抽出」の両方の地域ケア会議をバランスよく開催している。

2. 各あんしんすこやかセンターの開催状況

	H29 年度	H30 年度	H31 年度
丸山	開催回数：2回	開催回数：3回	開催回数：2回
	・買い物支援 ・ゴミ出し支援	（地域：2回）高齢者の見守り支援 （個別）困難事例に対応について	（地域）認知症の方も安心して暮らしていけるまちづくりを検討 （個別）困難事例の現状把握・今後の対応について
名倉	開催回数：3回	開催回数：5回	開催回数：5回
	・地域での見守り ・居場所づくり	（全体）目の離せない高齢者の現状と支援について （地域：3回）自分たちで地域診断 （個別）目が離せない高齢者への支援	（全体）自分たちで地域診断～地域活動編～ （地域：3回）必要な制度や機関につながるように （個別）地域での見守りを考える
池田宮川	開催回数：3回	開催回数：2回	開催回数：3回
	地域資源について	地域資源について	（地域）地域資源マップの使い方、支援者情報シートの内容確認 （個別：2回） ・認知症高齢者が地域で生活を続けるために ・認知症高齢者の対応について
御蔵	開催回数：3回	開催回数：2回	開催回数：2回
	地域での見守り	地域での見守り	（地域）認知症高齢者の見守りや支援を考える （個別）認知症疑い、介入拒否のある方への支援について
西代	開催回数：3回	開催回数：3回	開催回数：2回
	地域資源について	認知症高齢者の地域での見守り	（地域）認知症高齢者への声かけ （個別）認知症高齢者を地域で支える
真野真陽	開催回数：3回	開催回数：3回	開催回数：4回
	介入困難ケースへの関わり（特にゴミ屋敷予備軍）	認知症の人を支えるまちづくり	（地域：3回）地域の課題を地域住民で抽出 （個別）認知症の方の在宅生活を支える
新長田	開催回数：3回	開催回数：3回	開催回数：2回
	介護予防	地域での見守り	（地域）高齢者主体の交流や健康づくりの集いの場 （個別）精神障害の方が65歳になった時のサービス移行について

2、令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書について

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：44

あんしんすこやかセンター名：丸山あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

当センターは、地域住民にとって必要なサービスや支援に繋がられるよう「地域で見守り・支えあう」地域づくり、地域包括ケアシステムの構築を図っていきます。そのために、地域住民・団体・公的機関・各関係機関と密に連携をとっていきます。

平日の9時～17時と土曜日の9時～12時を開所し、開所時間外の電話連絡は、4職種で当番制にしている携帯電話に転送されるようしているため、24時間365日相談対応が出来る体制をとっていきます。

2. 職員の配置について

当センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、地域支え合い推進員を各1名、介護予防プラン担当の介護支援専門員を専任1名と兼務1名の計6名を配置します。また法人から、事務処理の応援職員を週に2回午前のみ配置します。

全ての職員が当センターの役割及び業務内容全般を理解したうえで、連携・協力していきます。

3. 総合相談支援業務について

地域住民からの様々な相談に対し、社会資源を含め最新で適切な情報提供ができる様、体制を整備します。また相談等に対し、毎朝のミーティングと最低月1回のカンファレンス、回覧ノート等を使用し、センター一丸となり適切な対応を行ってまいります。さらに、職員の専門知識・スキルの向上の為の研修への参加体制も整えます。また平成31年度に本人からの相談が少なかった3地域に重点を置きながら出張相談や啓発物の配布等を行います。

4. 権利擁護業務について

虐待防止に関して、広報誌「くらしのたより」等に掲載し、地域住民に対し早期の気づきを促します。また、介護者の負担軽減を図るよう、家族からの相談が多い地域にチラシを配布し、介護リフレッシュ教室の開催を行っていきます。

消費者被害に関しては、地域住民・サービス事業所に情報提供や注意喚起を継続して行っていきます。

権利擁護全般として、事案発生時に適切かつ迅速に行えるよう、社会福祉士を筆頭に、権利擁護のパンフレット等を活用しながら各関係機関を訪問し、地域連携を図ります。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域住民が、住み慣れた丸山地区で暮らし続けられるよう、4職種のチームアプローチを大切に、保健・医療・福祉に関する相談・支援等に包括的かつ継続的に対応していきます。そのためにも日頃から各関係機関との連携を図っていきます。

また、ケアマネージャーに対する個別指導・支援、関係機関との連携支援、ケアマネージャー同士のネットワーク構築支援、ケアマネージャーの実践力向上の機会として事例検討会や相談会を引き続き開催します。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

丸山地区は、急な坂道・階段が多いことから、足腰が弱くなってしまうと外出が出来なくなり、閉じこもりに繋がる可能性があります。昨年度フレイル予防の教室を3つ立ち上げ、住民がフレイル・介護予防に非常に興味があることが分かったため、引き続き、法人や関係機関と協力しながらフレイル予防、悪化防止に取り組んでまいります。

また、「自立支援」を目指し、利用者の意欲や、潜在能力、家族の支援等様々な観点からしっかりアセスメントを行い、的確なマネジメントが行えるよう、職員のスキル向上に努めます。

さらに、昨年度に引き続き、過去に相談対応したもののサービスに繋がっていない住民に対し、センターで分担しながら現状の聞き取りや、訪問を実施してまいります。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域支え合い推進員を中心に、地域住民同士で見守り・支え合う体制づくりの支援を行っていきます。昨年度、新たに喫茶が1つ、体操教室を3つ立ち上がり、住民の集いの場が増えたため、より活用して頂けるよう広報・情報発信していきます。また、引き続き、今後も集い場を増やせるよう、地域住民・地域各団体・各事業所等と連携を図ります。

また今ある集い場の継続が出来るよう支援者と密に関わり、情報提供や後方支援などを行います。

8. 認知症に関する取り組みについて

丸山地区は、高齢化率が40.4%と非常に高くそれに伴い、認知症の方の割合が多くなるため、認知症地域支援推進員を中心に、認知症初期集中支援チームと連携し、認知症の人を早期に適切な専門医療機関へつなぐことや医療サービスから介護サービスへの切れ目ない対応や連携を図れるよう支援します。

また、地域住民が認知症を正しく理解することが出来るよう、高齢化率40%を超えている地域を優先に認知症サポーター養成講座を行っていきます。

さらに、地域ケア会議で認知症についての他都市の取り組みを知って頂き、住民と共に声かけ訓練に取り組めます。

9. 民生委員等地域との連携について

地域の支え合い体制を構築するため、民生委員等との顔の見える関係づくりを行っていきます。毎月の民生委員定例会に出席し、月毎の広報物を共有し、情報提供を行っていきます。また、年に1回程度、各民生委員と見守り台帳一覧の照らし合わせを実施しながら情報共有をばかり、見守りの充実を図っていくよう取り組んでいきます。さらに年4回、小地域支え合い連絡会を行い、民生委員・友愛訪問員と意見交換を行いながら、地域課題を共有していきます。

地域の喫茶等の行事に参加し、各地域団体や支援者等と情報共有を行います。

10. 医療機関との連携について

切れ目のない在宅医療・介護提供体制が構築できるように、多職種連携を図っていきます。利用者の主治医等との連携はもちろんのこと、各医療機関等と顔の見える関係づくりを行い、地域向けに医療関係の勉強会を開催できるように取り組みます。またスムーズな体制構築に向けて、医療介護サポートセンターとの連携をより強化します。

1-1. その他関係機関との連携について

地域のフォーマルおよびインフォーマルな社会資源を地域住民につなげていける様、様々な関係機関と連携を図っていきます。昨年度、地域住民・各関係機関と共に立ち上げた実行委員会が作成した「くらしの便利帳」の完成に向けて支援していきます。また、完成したものが地域のすみずみまで手に渡るよう、各関係機関・地域団体・地域住民と連携をとりながら配布します。

また、地域住民のニーズや地域課題の把握を行い、関係機関、地域住民と共に、高齢者が安心して暮らし続けることができることを目指し、地域診断等に取り組みます。

1-2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

利用者の心身の状況、その置かれている環境等に依じて、数多くの事業所・施設から利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮いたします。また、利用者の選択が、特定の法人や事業所にサービスの照会が偏らないよう、可能な限り選択肢を提示します。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 45

あんしんすこやかセンター名： 名倉あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

あんしんすこやかセンターにおける各種相談や緊急時の対応を、午前9時～午後5時まで（土、日、12月31日～1月3日を除く）の窓口での対応と併せて、土曜日、日曜日や夜間等の時間帯においても、管理者の携帯電話に転送されることにより、24時間相談に応じる体制をとる。また、土曜日、日曜日の窓口対応、訪問についても、相談者の状況に応じて、臨機応変に対応する。

2. 職員の配置について

あんしんすこやかセンターで担うべき各種業務について必要な専門性を持った職員を配置し、他職種連携により高齢者等の在宅生活を支えるように努める。

また、指定介護予防支援事業者として、予防給付ケアマネジメントに必要な要員を確保する。

3. 総合相談支援業務について

①早期発見、早期対応ができるネットワーク作り

民生委員や関係機関とのネットワークを強化するとともに、新たなネットワークを開拓、構築することにより、支援を必要とする高齢者を早期に発見し、適切な支援と問題発生の防止に努める。

② あんしんすこやかセンターの周知

毎月広報紙を発行する。地域行事や訪問時などに積極的に配布する。加えてホームページによる情報発信、関係事業者や医療機関に広報紙を送付することにより、「あんしんすこやかセンター」の周知に努め、身近な頼れる相談先となり、地域の方々の安心感につながるよう努める。

あんしんすこやかセンターの広報の機会を持つために、地域行事へ参加する。

4. 権利擁護業務について

①高齢者虐待の早期発見・早期対応及び予防的な支援

リーフレット等を活用して、地域住民、地域団体へ啓発を積極的に行う。また、介護事業所等へ高齢者虐待についての研修を行い、高齢者虐待ケースへの対応などを学んでもらう。

②消費者被害・成年後見制度について

消費者被害の事例や予防法等をリーフレット等に掲載する。地域の行事（ふれあい喫茶、地区民生委員児童委員協議会定例会、給食会、など）に参加している人に対し消費者被害の予防の啓発を行うと同時に参加者からも消費者被害について情報収集を行う。

また、ふれあい喫茶や給食会の参加者に対して、成年後見制度について実態把握を目的に簡単なアンケートを実施する。それをもとに、成年後見制度について効果的に啓発を行う。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的かつ継続的なケアマネジメントを実現するために、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

- ①地域ケア会議を開催し、地域、医療、介護等の多職種が協働して地域課題を抽出、解決に向けて検討を重ね、いつまでも安心して暮らすことができる地域づくりに取り組む。
- ②地域の介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定するなど、介護支援専門員のネットワークを構築するために、丸山・池田宮川・御蔵あんしんすこやかセンターと合同で小地域ケアマネジャー連絡会を開催する。
- ③区内7か所のあんしんすこやかセンター、医療介護サポートセンターと合同でケアマネジャー連絡会を開催し、在宅・施設を問わず地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。
- ④介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜、あんしんすこやかセンターの各専門職や地域の関係者、関係機関と、具体的な支援方針を検討し、専門的な見地からの個別指導、相談対応を行う。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

①介護予防の啓発・普及活動

フレイル予防への関心を高めるため、地域の行事に参加し啓発・普及のための取り組みを積極的に行う。月間地域行事スケジュールを毎月作成し、ホームページに掲載することで、紙媒体で直接配布以外にも幅広い住民へ周知を図る。

②地域住民の介護予防に対する主体的な取り組みへの支援。

健康教室やふれあい喫茶等、地域住民が主体として立ち上げた取り組みが継続して行え、地域に根づいていける様支援する。

③長田天神県住地域の介護予防への関心を高め、住民主体でのフレイル予防支援事業の実施や定期開催へ向けて支援を行う。

7. 地域支え合い活動推進事業について

①小地域支え合い連絡会の開催

各民生委員児童員協議会で定期的に民生委員と小地域支え合い連絡会を行い、各地域の現状や課題について話し合う。

②コミュニティ作り支援

地域の現状や課題を分析し、住民相互の見守りが出来るようなコミュニティが継続できるように、話し合いの場を持ち支援を行う。

③あんしんすこやかルームによる支援

地域の関係者や関係機関と話し合い、高齢者の見守りや集いの場の運営等を支援する。またあんしんすこやかルームの終了にむけて、今後の地域のあり方や支援方法について検討する。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ①神戸モデルを幅広く知ってもらえるよう、地域行事に参加し、リーフレットを配布し広報する。
- ②認知機能診断を受ける事でMCI段階での早期発見・治療を行うことのメリットを広報する。
- ③認知症の方への支援が円滑に行えるよう、地域の住民と連携をはかる。
- ④認知症の方が住み慣れた場所で安心して暮らせるために、地域の中で支援が円滑に行われるよ

う地域住民や関係機関に対し認知症サポーター養成研修の開催を促す。

9. 民生委員等地域との連携について

地域の民生委員や友愛訪問ボランティア等との連携は、高齢者が安心して生活できる地域づくりを進めるためには必要不可欠である。しかし、このような地域支援者の、高齢化や複数の活動の兼務が重なることによる負担の増大、後継者不足が課題となっている。

こうした状況で、地域住民による見守り体制の充実やコミュニティづくりを支援するために、民生委員等の地域支援者が担っている役割の内容などについて情報を把握するとともに、「小地域支え合い連絡会」や地域の自治会・ふれあいまちづくり協議会等、地域住民との話し合いの場を通じて課題解決に向けた支援を行う。

10. 医療機関との連携について

慢性疾患や複数の疾病を抱え、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の医療・介護の連携が重要である。医療と介護の両方が必要となっても住みなれた地域で暮らし続ける事ができるよう、ケアマネジャー連絡会や地域ケア会議等を積み重ねて支援体制の強化につなげる。

11. その他関係機関との連携について

地域の高齢者が、住み慣れた地域で、安心して生活ができるための地域づくりに向けて、どのような課題があるのかを理解していただく。そのため、地域ケア会議に地域の生活に密着している機関（店舗、郵便局など）にも参加を呼びかけ、地域の課題をともに検討する。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センターが介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」であるとの視点から、各種法令の順守に努め、公正・中立性を堅持して事業運営を行うよう、特定のサービス提供機関に偏ることなく広くできる限り多くのサービス提供機関と連携する。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 46

あんしんすこやかセンター名： 池田宮川あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

当センターでは、日曜日と年末年始（12月31日～1月3日）以外の9:00～18:00まで開所しており、それ以外の時間に関しては4職種が輪番で、24時間の電話連絡・相談のできるオンコール体制をとっていきます。毎朝のミーティングや随時の情報共有を行うことで、途切れのない支援を行っていきます。 また、全職員が事業計画を理解し、計画に基づいたセンター運営が行えるよう、毎月センター内会議を行い進捗状況の確認を行っていきます。

2. 職員の配置について

看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員・地域支え合い推進員の4職種と、介護予防支援従事者2名を配置し、医療・介護・福祉の専門職がそれぞれの専門性を活かし、より充実したチームアプローチを行える体制をとっていきます。今年度は介護予防支援従事者1名を新たに配置したことにより4職種があんしんすこやかセンター業務に専念できる体制を整えていきます。

3. 総合相談支援業務について

新規相談については、毎朝のミーティングや随時情報共有を行うことで途切れのない支援が行えるようにしていきます。来所が難しい場合は訪問を行うなどニーズに応じた対応を行っていきます。また、地域の高齢者又は家族等からの相談内容に応じ、フォーマル・インフォーマルを含めた情報提供や、必要な関係機関に繋ぐことができるように地域資源の把握に努めていきます。 また、地域資源の情報については完成した地域マップや、地域の関係機関との連携により情報を集約・活用できるようにしていきます。

4. 権利擁護業務について

地域の高齢者が尊厳のある生活の確保ができるよう、社会福祉士が中心となり多職種と連携して対応を行います。成年後見制度や高齢者虐待・消費者被害に関しては地域の民生委員・児童委員協議会の定例会や老人会・給食会など地域住民の集まりの際に啓発や広報誌などを活用した情報提供を行っていきます。特に消費者被害に関しては警察などとも連携をし、より多くの地域住民に最新の情報が発信できるようにセンターでの掲示など広報にも工夫していきます。

虐待対応については、必ず複数名で対応し進捗状況において4職種で情報共有をし、区役所・担当ケアマネジャーの協力を得ながら今後の方針などを検討していきます。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

圏域内居宅介護支援事業所及び施設の介護支援専門員との連携に関しては隣接の丸山・名倉・御蔵あんしんすこやかセンターと合同で小地域ケアマネ連絡会を年 4 回程度開催し、日頃の業務に対する相談や情報交換ができるようにネットワークづくりの継続を行ってまいります。また、圏域内事業所や介護予防支援業務の委託先事業所に対してはあんしんすこやかセンターで作成した広報誌や行事予定・研修案内等を持参又は郵送し、情報提供を行ってまいります。特に一人ケアマネジャーの居宅介護支援事業所に関しては、気軽に相談・支援が出来る体制づくりを行ってまいります。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

可能な限りご本人の有する能力に応じ在宅において、自立して日常生活を行うことが出来るようインフォーマルも考慮したケアマネジメントが出来るようにします。介護保険制度やその他の制度などの最新情報に関しては、センター内での情報共有や勉強会を行い正しい知識を持って情報提供が出来るように徹底してまいります。 またケアマネジメント業務を一部委託している居宅介護支援事業所においては、提出書類の確認や、介護支援専門員証の有効期間などの把握を含めた適切な管理や支援が出来る体制をとってまいります。特に巡回派遣員より指摘のあったケースに関しては担当ケアマネジャーやセンター職員で共有し、今後のプラン作成の際に活かせるようにしてまいります。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域福祉センター等で行われている給食会や喫茶などの行事への参加や、現在関わっているコミュニティサポート事業や地域住民主催の行事に参加し、各団体に確認をとった上で毎月行事予定を作成し、広報などを行ってまいります。 また、地域診断や地域住民から得た情報等を元に世代間交流が出来る居場所づくりの支援や、また今後ボランティアとして活躍が期待できる人材の発掘・支援を継続してまいります。コミュニティサポート事業が終了する行事に関しても継続できるようにボランティアとの会議など後方支援を行ってまいります。

8. 認知症に関する取り組みについて

地域住民が認知症に対する正しい理解と知識が得られるように、自治会などにおいて認知症サポーター養成講座等が開催できるよう地域の関係団体に働きかけをしてまいります。今年度は昨年度延期になっていた池田小学校圏域での認知症声かけ訓練を実施します。

介護リフレッシュ教室については奇数月に年 6 回程度開催し、介護者が気軽に悩みや相談をできるような環境を整えられるような環境作りと新たに興味を持って参加してもらえるよう広報を続けてまいります。今年度も丸山・名倉・御蔵あんしんすこやかセンターと合同で圏域内の地域住民の方を対象とした認知症講演会を実施します。 圏域内の居宅介護支援事業所や介護サービス事業所に声をかけ、圏域での介護リフレッシュ教室の参加へつなげられるようにします。

9. 民生委員等地域との連携について

地域支え合い推進員が中心となり、小地域見守り連絡会で民生委員や友愛訪問ボランティア等と気になる高齢者などの情報交換を行っていきます。相談があったケースに関しては迅速に対応し情報共有を図っていきます。また、地域行事などへの参加は4職種が分担して行うことで、あんしんすこやかセンター職員の誰にでも気軽に相談できる関係づくりをおこなっていきます。

10. 医療機関との連携について

地域ケア会議の開催の際に、医師会・歯科医師会・薬剤師会への出席を依頼し、民生委員児童委員協議会やふれあいのまちづくり協議会など地域の関係機関や圏域事業所などの顔の見える関係づくりを構築し、各分野での専門的な視点でのアドバイスや情報交換ができるようにしていきます。また、地域の高齢者の入退院時やケアマネジメントを開始する際には主治医や医療機関・医療介護サポートセンターとも連携を図り、住み慣れた地域での生活が継続できるようなネットワークづくりを行っていきます。

11. その他関係機関との連携について

総合相談窓口としての機能を果たせるよう地域の関係者やサービス事業所・行政などの機関と日頃から連携が図れるよう、お互いに信頼関係が築けるようなネットワーク構築に努めます。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

神戸市から委託を受けたあんしんすこやかセンターであるという立場を常に念頭に置き、特に高齢者に提供されるサービスにおいては正当な理由なく特定の事業所に偏ることがないよう、複数のサービス事業所を紹介することで、相談者の選択に基づき提供されるようにしていきます。また、居宅介護支援事業所の選定に関しては利用者の要望を確認しながら、事業所一覧を提示することで公正中立を図ります。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号(2桁): 47

あんしんすこやかセンター名: 御蔵あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制(24時間相談体制も含む)について

年末年始(12/31~1/1)以外は、土日祝日も通常通り営業します。夜間・休業日は、電話の転送機能を利用し、4職種が携帯電話を持ち帰り相談に応じます。また、高齢者虐待等の緊急時の相談は、警察や消防、区役所と連携し対応します。

2. 職員の配置について

- ・運営管理者 1名
- ・看護師 1名
- ・主任介護支援専門員 1名
- ・社会福祉士 2名(法人加配1名)
- ・地域支え合い推進員 1名

- ・介護予防支援業務従事者 5名

3. 総合相談支援業務について

当センター内で蓄積した社会資源情報を活用し、フォーマル・インフォーマルサービスについて、情報提供を行います。また、初期相談に応じた職員が不在の場合でも、センター職員間で情報の共有を行い、初期相談からその後の相談まで継続的な対応をします。

4. 権利擁護業務について

成年後見制度等の相談は、パンフレット等を活用し、相談者にわかりやすく丁寧に説明するように努めます。また、関係機関を紹介する場合は、相談者の不安を軽減するために、初回面接時に同席する等の配慮を行います。

消費者被害の対応は、本人や関係者から情報収集を行い、消費生活センターや警察、行政と連携し、被害を最小限に抑えるようにします。対応した消費者被害の内容は、地域での被害拡大を防止するため、適宜、地域住民等へ周知啓発するようにします。

高齢者虐待の防止については、区役所や区内あんしんすこやかセンターの社会福祉士と協働で区内介護サービス事業者向けの高齢者虐待防止研修の企画、開催を行います。研修を通して、介護サービス事業者と連携を強化し、虐待の早期発見通報ができるネットワークを構築します。

高齢者虐待の個別対応は、マニュアルを遵守し、関係機関と協力して対応していきます。また、区で実施している、高齢者虐待の事例検討に参加し、有識者の助言等を受けながら、対応力向上に努めます。

権利擁護全般（高齢者虐待・消費者被害・成年後見制度）の地域住民への広報啓発は、啓発先や対象を検討し、計画的に地域行事等へ参加して行います。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

医療介護サポートセンターと区内各あんしんすこやかセンターの主任ケアマネジャーと協働で、区内介護保険サービス事業所のケアマネジャーを対象に年 9 回程度の研修会を行う予定です。また、丸山・名倉・池田宮川あんしんすこやかセンターと協働し、小地域ケアマネジャー連絡会を開催し、圏域内のケアマネジャーの資質の向上、ネットワークの強化を図ります。

介護支援専門員からの個別ケースの相談は、必要性があれば、カンファレンスや同行訪問をするなど、課題解決できるよう支援を行います。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

民生委員や医療機関等と連携し、介護予防の取り組みが必要な高齢者が把握できるように努めます。また、介護予防の取り組みが必要な高齢者には、フレイル改善通所サービスや地域拠点型一般介護予防事業、地域の集いの場の紹介等を行い、地域の高齢者の介護予防の促進を図ります。

適切な介護予防ケアマネジメント業務が行えるように、介護予防ケアマネジメントマニュアルの内容を遵守し、業務を行います。また、神戸市介護予防ケアマネジメント現任者研修への参加や、センターで内部研修を行う等、介護予防ケアマネジメントの質が向上できるように取り組みます。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域住民等から的高齢者に関する見守りの相談対応や、地域情報、コミュニティサポートグループ育成支援事業等の事業について、センター内で情報共有し、4 職種全員で対応ができるように取り組みます。

日頃の業務を活かして、民生委員を中心とした地域住民との信頼関係を大切にし、専門機関と地域住民が連携しやすいようにネットワーク構築を図ります。

独居高齢者等、支援が必要だが、必要なサービス利用につなげていない高齢者への対応は、4 職種で協議し対応方法の検討や支援経過の情報共有を行い孤独死等の防止など必要な支援につながるように対応していきます。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症の早期発見、受診ができるように、地域住民に対し、神戸モデルの広報啓発を行います。

地域の認知症高齢者の見守り体制を強化するため、圏域内の住民に対し、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症高齢者声かけ訓練を実施します。

道に迷ってしまう高齢者には、神戸モデルや神戸市安心登録事業の利用を推奨し、地域で安全、安心して生活できるようにします。

認知症高齢者の相談は、神戸モデルの活用や、地域ケア個別会議の実施、認知症初期集中支援チームへの相談等、関係機関と連携し、支援を行います。

9. 民生委員等地域との連携について

地域行事等に参加することで、民生委員等と良好な関係を維持・構築し、地域の要援護高齢者の把握や、見守りネットワーク等の支援体制が構築できるよう働きかけます。

小地域支え合い連絡会を年 2 回以上開催し、地域課題の把握に努めます。地域課題解決に必要であれば、民生委員児童委員協議会の圏域ごとに、地域ケア会議を開催し、多職種と連携し、地域課題が解決できるように取り組んでいきます。

10. 医療機関との連携について

圏域全体の地域ケア会議の開催、医療機関への情報提供等を通して、医療機関関係者と顔の見える関係づくりを行い、ネットワークの強化を行います。また、医療機関から実態把握の依頼があった場合は、速やかに対応し、医療機関との信頼関係の構築に努めます。認知症の初期や認知症の疑いがある方等、医療機関未受診の高齢者に対して、医療介護サポートセンターや、認知症初期集中支援チームと連携して受診やその後につながるように支援していきます。

11. その他関係機関との連携について

フォーマル、インフォーマルを含む地域の関係機関とは、個別ケースの対応や地域ケア会議を通して、ネットワークの強化を行います。また、地域の関係機関が掲載された社会資源一覧を作成し、介護支援専門員など関係者や地域住民に情報提供し、支援が必要な高齢者が利用できるようします。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

高齢者に社会資源を紹介する時は、特定の事業所や法人にサービス利用の依頼が偏ることのないように、高齢者や家族に複数の選択肢を提示し、丁寧な説明を行うことで、高齢者や家族が選択しやすいように努めます。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 48

あんしんすこやかセンター名： 西代あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

当センターは、担当者が訪問等外出する場合においても、窓口には必ず職員を配置して（当番制）、来所・電話相談の対応を行います。また、毎朝全員でミーティングを行い職員間で情報共有し、組織内合意を図りチームとして対応できるようにします。

夜間・休日においても、携帯電話へ転送する事で住民からの相談に応じます。

2. 職員の配置について

保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士・地域支え合い推進員を各1名配置し、社会福祉士はもう1名法人加配しています。予防プラン担当介護支援専門員を4名配置しています。各職種が業務を理解し、相互に連携・協力しながら、チームとして対応できるよう、情報共有や業務の実施体制に配慮しています。

3. 総合相談支援業務について

地域の高齢者がその人らしい生活を継続できるよう、幅広く相談を受け、個々の高齢者がどのような支援を必要としているかを把握し、介護保険サービスにとどまらず、地域における適切なサービス・機関・制度の利用につなげていく等の支援を行います。

地域住民・NPO・介護事業者・病院・主治医・行政・医療介護サポートセンター・認知症初期集中支援チーム・社協・警察・消防・安心サポートセンター・神戸市消費生活センター・障害者地域生活支援センター等、関係機関とのネットワークを活用して、地域高齢者の実態把握や虐待防止への対応、介護予防、介護者支援など、総合的な相談支援を行います。

初回相談を丁寧に対応し、特に困難事例等の場合は職員1人で判断することなく、課題の抽出や支援の方向性の共有を行い、組織内合意を図りセンターとしての総合相談支援を行います。

また、相談内容の集計・分析を行って地域の課題を抽出し、センター目標を立案して業務に取り組みます。

4. 権利擁護業務について

困難な状況にある高齢者が地域においても尊厳のある生活を継続し、安心して生活できるよう専門的継続的視点から支援を行います。

神戸市社会福祉協議会、安心サポートセンター、成年後見支援センターなどと連携し、成年後見制度などを活用できるよう支援します。

虐待が疑われる通報の場合は、センター内ですぐにケースカンファレンスを開き、情報共有と役割分担を決め、事実確認を行います。同時に区あんしんすこやか係へ報告してコアメンバー会議を行い、虐待か否か、緊急度の判断、役割分担と支援内容を共有し、支援していきます。また、

事例を振り返りながら、対応力のスキルアップに努めます。

さらに、区あんしんすこやか係と区内社会福祉士を中心に、センター職員による虐待ケース検討会を月1回程度行い、その後の支援経過を皆で確認・評価して、終結をめざします。

また、圏域内の居宅介護支援事業所やサービス事業所等へ出向き、虐待を早期発見・報告してもらえるよう顔の見える関係づくりに引き続き、努めていきます。

昨年度、遠方に住む家族から独居高齢者の今後の安否確認の相談や、独居高齢者が元気なうちからの金銭管理・相続等の相談が入るようになったので、今年度は地域住民が成年後見制度のことを知り、将来に向けての準備が行えるよう、広報活動を行い認知度を上げていきます。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができ、介護支援専門員が地域や医療機関、関係機関との連携がスムーズに出来るよう、後方支援を行います。

困難事例には個別ケース検討会議を行うなどして、介護支援専門員が自ら課題解決できるよう支援していきます。

今年度も圏域内の介護支援専門員交流会を開催し、介護支援専門員との連携を密に行い、相談が入りやすい環境を作っていきます。

委託先の介護支援専門員には、圏域内のインフォーマルサービスの情報を提供し、ケアプランに活かして自立支援を促します。

また、地域ケア会議を開催し、グループワーク等で意見交換を通してお互い顔の見える関係を深めます。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

介護保険の対象者だけでなく、その予備軍の人たちの把握に努め、介護予防・フレイル予防につながるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案しアセスメントを行い、自立生活が継続できるよう支援します。

利用者のできることを利用者と共に発見し、またご本人の自立を阻害しないよう、利用者の主体的な生活と参加の意欲が高まることを目指しつつ支援します。

介護保険のサービスのみならず、地域における介護予防サロン、健康体操、ふれあい喫茶、老人会・自治会の活動、ふれまち行事、ボランティア活動などの社会資源を活用し、介護予防の視点と望む暮らしの実現ができるよう相談・支援します。

また、地域住民へフレイル予防支援事業の広報、啓発を行い、気軽に参加できる環境づくりに努めます。

7. 地域支え合い活動推進事業について

今年度も地域へ出向き、健康づくり、見守り等に資する資源の情報収集を行い、住民からの声や、相談等に対応していきます。また、地域のネットワーク構築のために自治会、老人クラブ、ふれまち、民生委員児童委員協議会主催の給食会、ふれあい喫茶、介護予防サロン等へ4職種が参加させていただき、介護予防の情報提供や高齢者の情報収集を行うと共に参加者の声に耳を傾け、地域の課題を抽出します。介護予防の情報提供として、毎月センター通信を発行し、地域に発信していきます。

コミュニティサポートグループ育成支援事業は、活動継続の支援を行います。また、新たな活動の立ち上げ、居場所づくり等のニーズを収集し、相談に応じます。

さらに、コミュニティサポートグループ育成支援事業は今年度で終了になるため、来年度に向け住民主体で活動継続ができるよう、つどいの場支援事業の情報提供等を行い、支援してまいります。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症の相談件数は多く、対応困難ケースについては認知症初期集中支援チームと連携し、近隣協力者や民生委員を含めた、多機関（主治医、警察、あんしんすこやか係、認知症初期集中支援チーム、医療介護サポートセンター、居宅、サービス事業所など）と連携し、ケース検討会議をもち支援してまいります。

西代北部エリアは高齢者人口が多く、圏域内で相談件数が最も多く、また認知症困難事例もあり、地域住民からの相談が寄せられている。よって、西代北部エリアを対象に認知症声かけ訓練を開催し、地域全体の認知症対応力の向上をめざします。

介護家族に対しては、サービスの利用以外にも、認知症カフェや介護リフレッシュ教室への参加、認知症の人と家族の会等の情報を紹介し、燃え尽きたり、抱え込んで孤立したり、虐待に至らないよう、相談支援を行ってまいります。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員等の地域住民からの相談に速やかに対応し、連携してまいります。近隣・地域団体（老人会・婦人会・自治会・ふれあいのまちづくり協議会その他）の協力を得ながら、必要時、介護事業所や関係機関・専門機関との連携を行います。また、地域ネットワーク構築を目的に、地域の掃除、夏祭り、秋祭り、もちつき、防災訓練などの行事へ4職種が積極的に参加し、信頼関係を築いていきます。

地域からの情報が得られやすいよう日頃から連絡を密にし、新しい情報を健康体操や給食会等への参加を通して、地域へ届けます。エリア内の3つの民生委員児童委員協議会と定期的に連絡会を開催し、見守り情報の共有、課題の検討を行います。また、消費者被害を防止する為にも、情報収集と情報発信を速やかに行い、被害予防意識を高めます。「センター通信」の発行を毎月行い、センターの活動や介護予防等の情報を提供し、センターの更なる認知度向上に努めていきます。

介護予防や認知症への理解もさらに深め、地域での取り組みの協働を行います。

10. 医療機関との連携について

高齢者の入退院に際し、医療と地域、介護関係機関との連携をはかり、安心した生活の継続、健康管理の維持等を図ります。特に医療機関の地域医療連携室等との連携をさらに深めます。

困難事例等医療の必要な方に対しては、主治医と積極的に連携を取り、地域ケア会議等で意見交換し、個別支援、地域支援へとつなげていきます。

また、医療機関へ積極的に訪問してセンターの役割等を説明し、連携が行いやすい環境づくりに努めていきます。

11. その他関係機関との連携について

近隣住民・ボランティア・NPO団体・民間事業所、コンビニ、店舗、警察、消防、行政、障害、圏域外の関係機関との連携を図ります。地域の課題に応じて必要時、情報の共有化、事例の検討を行うなど、関係機関とのネットワーク構築に努めます。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

高齢者に提供するサービスが特定の種類や特定のサービス事業者に理由なく偏ることのないよう、ホームページ等の媒体を活用して適切に情報提供を行い、本人・家族の選択を尊重します。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：49

あんしんすこやかセンター名：真野真陽あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

当センターは地域との関係が非常に密接で、特に民生委員・婦人会などの地域団体やボランティアと協働しながらさまざまな地域課題解決のための取り組みを開設当初から行なってきました。

今後も関係機関・地域団体との連携や地域ケア会議の開催、地域行事への積極的な参加などを通し地域包括ケアシステムの構築に努め、高齢者が安心して暮らせる街づくりに取り組んでいきたいと考えます。

夜間や休日（日曜・年末年始）においても電話転送方式により、職員が常時、市民の相談に応じることのできる運営体制を確保します。また、適切な対応ができるよう、利用者に関する情報を職員間で共有し、24時間相談体制の強化を図ります。

2. 職員の配置について

当センターでは専門的知識・技能を持つ看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員、地域支え合い推進員を各1名配置。また、高齢世帯生活援助員1名、シルバーハウジング高齢者見守り担当職員1名を配置し、センター業務の円滑な推進、地域の高齢者情報の収集や福祉情報の提供に努めるとともに見守り活動をはじめとする地域の支えあいを推進します。さらに、介護予防ケアプランの作成担当者を5名以上配置し、4職種のプラン件数の適正化を図り、より一層充実した地域支援活動を展開していくための体制作りにも努めます。

緊急対応が必要な場合等においては、併設の通所介護事業部門の看護師等をはじめ、施設職員との連携体制を整えています。

3. 総合相談支援業務について

地域の高齢者や介護者などから、介護に関する相談、生活に関する相談、あんしんすこやかプランに関する相談、介護保険制度に関する相談などに総合的に応じ、必要なサービスに速やかに繋げ、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援していきます。

また、「志里池介護相談室」を月2回、「あんしんすこやかルーム」を今年度も継続し、地域住民の相談の利便性向上を目指すと共に住民間の交流の場にしたいと考えています。

さらに、あんしんすこやかセンター内の専用相談室に施設やサービスに関する資料を分類整理し、市民にわかりやすく説明するなど相談室を充実させます。

さらに、研修会等にも積極的に参加し、職員全体のスキルアップに努め、支援業務に活かしていきます。

あわせて専用の相談室を設け、施設やサービスに関する資料を分類整理し、市民にわかりやすく説明します。

また、介護者のためのリフレッシュ教室を行い、介護者の心と身体のリフレッシュをは

かる機会を提供し、介護で孤立しない地域づくりを目指します。半期毎に開催内容を事前に決定し、圏域内事業所等へ周知し参加を呼びかけます。

4. 権利擁護業務について

介護者の高齢化による老々介護・病気等を理由に適切な介護がなされないなどによる困難ケースが増加してきており、各サービス提供事業者ほか民生委員等とも協力し、生活の安全安心の確保に努めます。また、高齢者の介護放棄等の虐待問題や悪徳商法による被害相談に応じ、区役所、安心サポートセンター、成年後見支援センター、警察署等の関係機関・団体との連携により、高齢者の権利を守るための援助を行っていきます。小地域支え合い連絡会において民生委員を対象に高齢者虐待及び権利擁護の勉強会を行うと共に、友愛訪問ボランティア研修会などを開催し、権利擁護等について普及啓発活動、消費者被害の予防などに努めます。以上のような業務に取り組むことにより、高齢者の権利を侵害する問題を未然に防ぐように努め事態の早期発見と関係機関との連携を迅速かつ適切に対応します。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

圏域居宅介護支援事業者との連携を図り、個別の指導や相談を行うとともに、連絡会等を開催し、地域の介護支援専門員との交流を図り、介護支援専門員のネットワークづくりをすすめます。また、介護支援専門員の孤立化を防ぎ、適切な支援が行なえるよう、各関係機関との連絡調整などにも努めていきます。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

予防給付にかかわる介護予防支援事業者としての指定を受け、地域支援事業と介護予防支援事業を一体的に実施します。また、総合事業を効果的に活用し、介護予防に取り組みます。予防給付のケアマネジメント業務については、適切なアセスメントや、目標設定を行い、健康維持・介護予防の観点から、日頃から医療機関との関係作りを進めるなどケアマネジメント力の強化に取り組みます。また業務の一部を居宅介護支援事業者に委託し、適切に管理を行います。

介護予防の取り組みが必要な方を把握し介護予防に早期に取り組めるように関係機関と連携します。また地域の特性に応じて地域ぐるみで介護予防に取り組めるように働きかけを行っていきます。

7. 地域支え合い活動推進事業について

当センターの圏域では民生委員を中心とした高齢者見守り活動が活発に行なわれており、センターとしても小地域支え合い連絡会等を通し地域支援者との連携に積極的に取り組んできました。これからも地域住民を主体とし、それぞれの能力を活かした支え合いの場作り、共助機能の充実が図れるよう支援し、高齢者が生きがいを持って暮らし続けられる地域作りを目指します。

“介入困難ケース”については、民生委員等の地域支援者、医療機関、介護事業者等による個別ケース検討会議を開催し、ご本人の意向を尊重した適切な支援体制に移行できるように努めます。

地域の大きな課題の一つであるゴミ屋敷予備軍である環境整備不良の問題については、

今年度も民生委員や事業所の方々と「片づけ隊」を必要に応じて結成し、地域ぐるみで支援体制を構築していきます。

8. 認知症に関する取り組みについて

小地域支え合い連絡会等において、地域支援者との情報交換を密にし、認知症の疑いがあり支援の必要な方の情報を得た場合は、同行訪問を行うなど、早期発見に努め、適切な支援へと繋がります。

また、地域で認知症の高齢者を支える仕組みづくりとして、平成28年度より小学校と連携し、児童に福祉体験を通して啓発の機会を提供しています。平成30年度、令和元年度に小学6年生に対し認知症サポーター研修、声かけ訓練を実施しました。令和2年度も継続実施し、認知症についての啓発に取り組みます。

認知症関連の広報活動として、まのしんようネットにて認知症についての記事を掲載し、地域のイベント等に介護・認知症の相談ブースを設置し、オレンジカフェや介護予防カフェ等を支援していきます。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員等地域との連携を目的に、小地域支え合い連絡会の定期開催を継続し、見守り支援者のネットワークづくりを進めると共に、圏域内3民生委員児童委員協議会の交流が図れるような支援活動に取り組みます。

また、平成23年3月に開設したあんしんすこやかルームの活動およびシルバーハウジング高齢者見守りなどを通し、地域ぐるみの見守り体制の確立に努めます。さらに、見守り対象者等の日常生活において、支援を必要とするような状況であるとの相談が寄せられた場合には、当センター職員が訪問するなど実態把握を行い、必要性に応じて適切な支援体制の構築や認知症の早期発見にも努めます。

真野地区・真陽地区において、地区民生委員児童委員協議会、区役所、区社会福祉協議会、ふれあいのまちづくり協議会等と連携し作成した災害時要援護者支援マップを随時最新情報に更新するとともに、日頃の備えについて地域と共有します。

10. 医療機関との連携について

日頃より地域の医療機関や病院の地域連携室などとの連携を密にとり、在宅高齢者の介護・医療の支援が円滑に行なえる体制作りを努めています。

センターが開催する地域ケア会議において、三師会(医師会・歯科医師会・薬剤師会)からの参加を受け、医療的見地からの助言や情報提供をいただき、地域包括ケア体制の構築に向け、医療・介護・地域・福祉のネットワーク充実に取り組みます。

引き続き、長田区医療介護サポートセンターとより一層の連携強化に努めます。

11. その他関係機関との連携について

地域の居宅介護支援事業所・介護サービス事業所等とは、連絡会等で、日頃からの連携を深め円滑な高齢者支援が行なえる体制作りを努めています。

市・区役所、区社協、安心サポートセンター、成年後見支援センター、神戸市生活情報センター、オレンジチーム等の各関係機関との連携を密にし、積極的に会議等に参加し、

関係機関・団体との円滑な連携協力関係を築いていきます。

1.2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

高齢者に提供されるサービスが特定の種類、特定のサービス事業者に理由なく偏ることがないように、神戸市のガイドラインに基づき、複数のサービス事業者を紹介したうえで相談者の自主的な選択を尊重した相談援助業務を実施していきます。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 50

あんしんすこやかセンター名：新長田あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

当センターは、担当者が訪問等外出する場合においても、窓口には必ず職員を配置して（当番制）、来所・電話相談への対応を行います。毎朝ミーティングを行い、情報共有を行うと共に、ファイルの一元管理・情報を正確に他者が見ても分かるように記録することにより、チームとしての対応ができるようにしています。

土曜日と祝日は開設し、夜間・休日においても、携帯電話へ転送する事で市民からの相談に応じます。

2. 職員の配置について

看護師2名（法人加配1名）・社会福祉士・主任介護支援専門員・地域支え合い推進員・見守り推進員（SCS）各1名、介護予防プラン担当介護支援専門員4名を配置しています。各職種が地域包括支援センター業務全体を理解し、相互に連携・協力しながら、チームとして実施できるよう、業務の実施体制に配慮しています。

3. 総合相談支援業務について

地域の高齢者がその人らしい生活を継続できるよう、幅広く相談を受け、個々の高齢者がどのような支援を必要としているかを把握し、介護保険サービスにとどまらず、地域における適切なサービス・機関・制度の利用につなげていく等支援を行います。

地域住民・ふれあいのまちづくり協議会・NPO・介護サービス事業所・行政・消防・警察・安心サポートセンター・神戸市消費生活センター・こうべ認知症生活相談センター・障害者地域生活支援センター、店舗・近隣商店街・保育所・学校・病院・開業医・地域の住宅管理会社等、関係機関とのネットワークを活用して、地域の高齢者の実態把握や虐待防止への対応、介護予防、介護者支援など、総合的な相談支援を行います。

初回相談を丁寧に対応し、主訴・相談経路・ニーズ把握・その後の経過など分析・研鑽を行い、初期対応力の向上と包括的ケアへつなげていきます。また相談事例が適切に対応できているかの検討を毎朝の朝礼等で随時行い、相談事例の積み重ねから地域課題へ繋がる事を意識しながら、職員間で共有し、チームとして支援を展開していきます。

4. 権利擁護業務について

困難な状況にある高齢者が地域においても尊厳のある生活を継続し、安心して生活を行うことができるよう専門的継続的視点から支援を行います。

安心サポートセンター・成年後見制度など有効に活用し、関係機関と連携し、ニーズに即した適切な支援を提供します。

虐待や消費者被害事案の場合は、マニュアルに基づき、区あんしんすこやか係と密接に連携を行い、速やかに適切な対応を行います。またセンター内での検討と協働、ケアマネジャーや関連事業者等と連携を図ります。そして事例を振り返りながら、援助力向上に努め、早期発見対応に役立てます。

また介護サービス提供事業者と共に検討を行い、問題の先送りにならないよう、早期解決につながるようサポートします。

虐待の防止や早期発見をする為にも、虐待のおそれのあるケースを関係機関から報告して頂けるようケアマネジャー、介護関係者、近隣者との連携を密にします。また情報共有・対応方針の確認を図りながら対応します。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、主治医・ケアマネジャーなどとの多職種協働と、地域や関係機関との連携をすすめ、包括的継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援を行います。

また地域のケアマネジャーと関係機関の連携を支援します。介護保険以外で地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制構築をさらに進めます。介護支援専門員に対して、個別相談・相互の情報交換を行い、支援困難事例については共に検討を行い、協働して支援を行います。

年に一回は、圏域内のケアマネジャー交流会を開催し、情報交換や体験交流をはかる事で、ケアマネジャー同士のつながりを図っていきます。また出来る限り（委託ケースのサービス担当者会議への参加や、書類のやりとり時に持参するなど）顔の見える関係の構築を図っていきます。

地域ケア会議を年3回程度開催します。地域とサービスと制度をつなぎ、地域包括ケア体制の確立に向けて、課題検討や具体的支援について検討を行います。また地域住民に向けての発信を行えるようにしていきます。参加者や関係機関がお互い顔の見える関係を継続し、安心な暮らしの支援を行います。

また随時、地域資源や地域課題および個別課題について検討を行います。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

介護保険における介護予防給付や総合事業の対象となる要支援者や事業対象者が、自立した日常生活を意識できるよう（その視点を大事にしながら）介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、対象者の心身の状況や置かれている環境等を勘察し、介護予防サービス計画を作成するとともに、計画に基づき介護予防サービスの提供が確保されるよう関係機関との連絡調整を行います。

本人のできることは、できるだけ本人が行う事を基本としつつ、利用者のできることを利用者人と共に発見し、利用者本人の主體的な生活と参加の意欲が高まるような支援を目指します。

地域におけるふれあい喫茶、給食会、健康づくり、老人クラブ活動、ボランティア活動など、地域における介護保険以外の社会資源を活用します。また、地域での介護予防推進に努め、フレイル改善、事業対象者に向けた取り組みを引き続き取り組みます。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域の民生委員・児童委員をはじめ、地域の方々との連携の元、実態に即した支え合いの推進を図ります。高齢化が進む中、支え合い状況の実態把握と共に、友愛ボランティアとの交流に引

き続き取り組みます。給食会（5か所）やふれあい喫茶など（6か所）へも足を運び、地域住民との交流を図ります。

昨年度立ち上がった集いの場（健康体操 2か所）の後方支援を行い、またボランティアグループの支援にも引き続き取り組んでいきます。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症サポーター養成講座に関して、各地域団体に受講の働きかけや呼びかけを行い、地域の方たちに認知症への理解を深めてもらえるように取り組んでいきます。

認知症に関する、近隣からの相談やご近所トラブルに対しても出来る限り迅速な対応を心がけていきます。また神戸モデルの周知にも取り組んでいきます。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員等との連携を行い、相談に速やかに対応します。近隣・地域団体（老人会・婦人会・自治会・ふれあいのまちづくり協議会その他）の協力を得ながら、必要時、介護サービス提供事業所や関係機関・専門機関との連携を継続します。

相談を受けたケースはフィードバックを行い、対応について検討をして今後の支援に役立てます。

地域からの情報が得られやすいように適宜連絡をとります。介護予防や認知症への理解がさらに深まるように支援し、地域での取り組みの協働を行います。

10. 医療機関との連携について

担当圏域内の医療機関をはじめ、隣接医療機関との連携をします。高齢者の入退院に際し、医療・介護との連携をはかる事で、安心した生活の継続、健康管理の維持等を図ります。

医療連携室等との連携を継続します。令和 2 年度も医療から生活面での支援の必要な方の連絡が入り、連携支援ができるよう取り組みます。また、歯科医院や調剤薬局等と更なる連携をし、適切なケアや介護予防へつながるように取り組みを行いたいと思います。

地域ケア会議への参加の働きかけも引き続き行います。

11. その他関係機関との連携について

センター広報誌である「すこやか通信」の配布を継続し（交番・郵便局・銀行・新聞販売所・タクシー会社・シルバー人材センター、銭湯、ヤクルト販売店など）、顔の見える関係・さらに情報共有と連携を深めていきます。また近隣商店街との連携も深め、相談が入りやすいようにしていきます。認知症利用者の対応に関して、警察や郵便局、住宅管理事務所からの相談が増えており、連携を強めていきます。

地域の社会資源の調査・発掘、連携および活用について、更新や見直しを行い、検討していきます。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

高齢者に提供するサービスが特定の種類や特定のサービス事業者に理由なく偏ることのないように、広く情報提供を行い、高齢者の選択を尊重します。

情報はわかりやすく、偏りのないように整備し、提供・閲覧できるようにします。

常に新しい情報がタイムリーに届けられるよう更新を行います。

3. 介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合の取扱いについて

圏域内の介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合に、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業者への引き継ぎ方法について、次のとおりとする。

【対象者】

地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行っていた事業対象者や要支援者（サービス利用していない人も含む）

【指定居宅介護支援事業者の選定について】

1. 選定にあたっては利用者の希望する指定居宅介護支援事業者を優先する。
2. 利用者の希望する事業者がない場合は、地域包括支援センターより指定居宅介護支援事業者リスト（区内）を提示し、利用者が選択する。
3. 「指定居宅介護支援事業者の選定における確認書（別紙）」に利用者が署名する。

【利用者が確認書を記入しない場合】

利用者が確認書を記入しない場合は、その理由を支援経過記録用紙に明記する。

《平成19年3月22日市運営協議会決定》

《平成29年2月9日市運営協議会改訂》

介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態になったときの確認書の使用状況

長田区

(R1年度)

センター名	要介護 になった 人数(A)	事業者 未決定(死 亡等) 人数(B)	確認書 必要人 数(C)=(A)-(B)	確認書あり			確認書なし							
				件数 (D)=(E)+(F)	本人希望による事業 者決定(E)	一覧表提示による事 業者決定(F)	件数 (G)=(H)+(I)+(J)+(K)	本人 拒否 (H)	本人 死亡 (I)	入院中 (J)	その他 (K)	その他の理由		
													本人希望による事業 者決定(E)	一覧表提示による事 業者決定(F)
丸山	50	7	43	26	60%	17	40%	0	0	0	0	0	0	
名倉	81	16	65	57	88%	8	12%	0	0	0	0	0	0	
池田宮川	51	7	44	32	73%	12	27%	0	0	0	0	0	0	
御蔵	71	8	63	52	83%	11	17%	0	0	0	0	0	0	
西代	51	10	41	32	78%	9	22%	0	0	0	0	0	0	
真野真陽	94	18	76	73	96%	3	4%	0	0	0	0	0	0	
新長田	66	11	55	37	67%	18	33%	0	0	0	0	0	0	
合計	464	77	387	309	80%	78	20%	0	0	0	0	0	0	

平成 24 年度 改訂様式

〇〇〇

あんしんすこやかセンター運営管理者様

指定居宅介護支援事業者等の選定における確認書

私は、私のケアプラン（居宅サービス計画）の作成依頼先として、

（
）
を私の意思で選択したことに相違ありません。

※どちらか該当する方に○印を入れてください。

1. 私の意思で上記の事業者を希望しました。
2. 特に希望する事業者がなかった為、あんしんすこやかセンターの職員から適切に「えがおの窓口一覧表（区内）」の提示を受けて選択しました。

年 月 日

本人氏名

代筆者

（本人との続柄）

* 地域包括支援センターは、利用者が要介護状態となった場合において、神戸市地域包括支援センター運営協議会の審議決定事項に基づき、公正中立に指定居宅介護支援事業者等を利用者に選んでいただくことが義務付けられています。

4. 区運営協議会における報告事項の見直しについて（案）

1. 提案内容

本市では、平成18年度より区地域包括支援センター運営協議会運営要綱に基づき、区地域包括支援センター運営協議会を運営しているが、地域包括支援センターの公正性・中立性が長期間安定した状態が継続しているため、令和元年度より区地域包括支援センター運営協議会は特段の事情がない限り原則年間1回の実施とすることを、平成30年度市及び区運営協議会にて承認を得た。

（趣旨）

第1条 神戸市の介護保険制度において地域の様々な資源を統合した地域包括ケアを提供することを目的とし、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として「地域包括支援センター」を設置する。この地域包括支援センターの公正・中立性を確保するため、専門的な見地及び市民の立場から広く意見を求めることを目的として、「神戸市地域包括支援センター運営協議会」（以下「市協議会」という。）を、また、各区において、「区地域包括支援センター運営協議会」（以下「区協議会」という。）を開催する。

現在、区地域包括支援センター運営協議会において、公正・中立性の確認のため「介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態になった場合の取り扱い」について報告を行っているが、長期間適正な状態を維持しており、市による報告のみで確認が可能である。

ただし、確認書が必要な対象者について確認書がとれなかった場合のみ区運営協議会での報告を行うとともに、市運営協議会であわせて報告を行う。

2. 適用開始年次

令和3年度より上記のとおり実施することとする。

3. 介護保険法関係条文

介護保険法施行規則第140条の66 第2号ロ

「地域包括支援センターの設置運営について」（老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号）

5. 令和3年度以降のあんしんすこやかセンターの運営について

1. 圏域について …別紙のとおり

日常生活圏域にあわせて圏域を変更する。

なお、変更については、東灘区からの提案があり、令和元年度第2回神戸市地域包括支援センター運営協議会において承認されている。

2. 契約内容について

(1) 委託期間

募集条件として令和3年4月1日から令和9年3月31日まで（6年間）を予定し、契約は単年度ごとに締結する。

(2) 業務内容

①介護予防ケアマネジメント事業

②介護保険外のサービスを含む、高齢者や家族に対する総合相談支援業務

③被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業

④支援困難ケースへの対応などケアマネジャーへの支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント業務

⑤神戸市介護予防・日常生活支援総合事業に関する業務

⑥認知症の人にやさしいまちづくりに関する業務

⑦健康寿命延伸の推進に関する業務

←介護予防普及啓発・介護予防把握事業
介護予防評価事業情報収集業務

⑧介護リフレッシュ教室開催事業に係る業務

⑨地域支え合い活動推進事業に係る業務

⑩災害に関する支援業務（新）

⑪シルバーハウジングにおける高齢者見守り事業に係る業務（※該当圏域のみ）

3. 運営法人の決定について

令和3年度以降の委託先については公募により決定する。

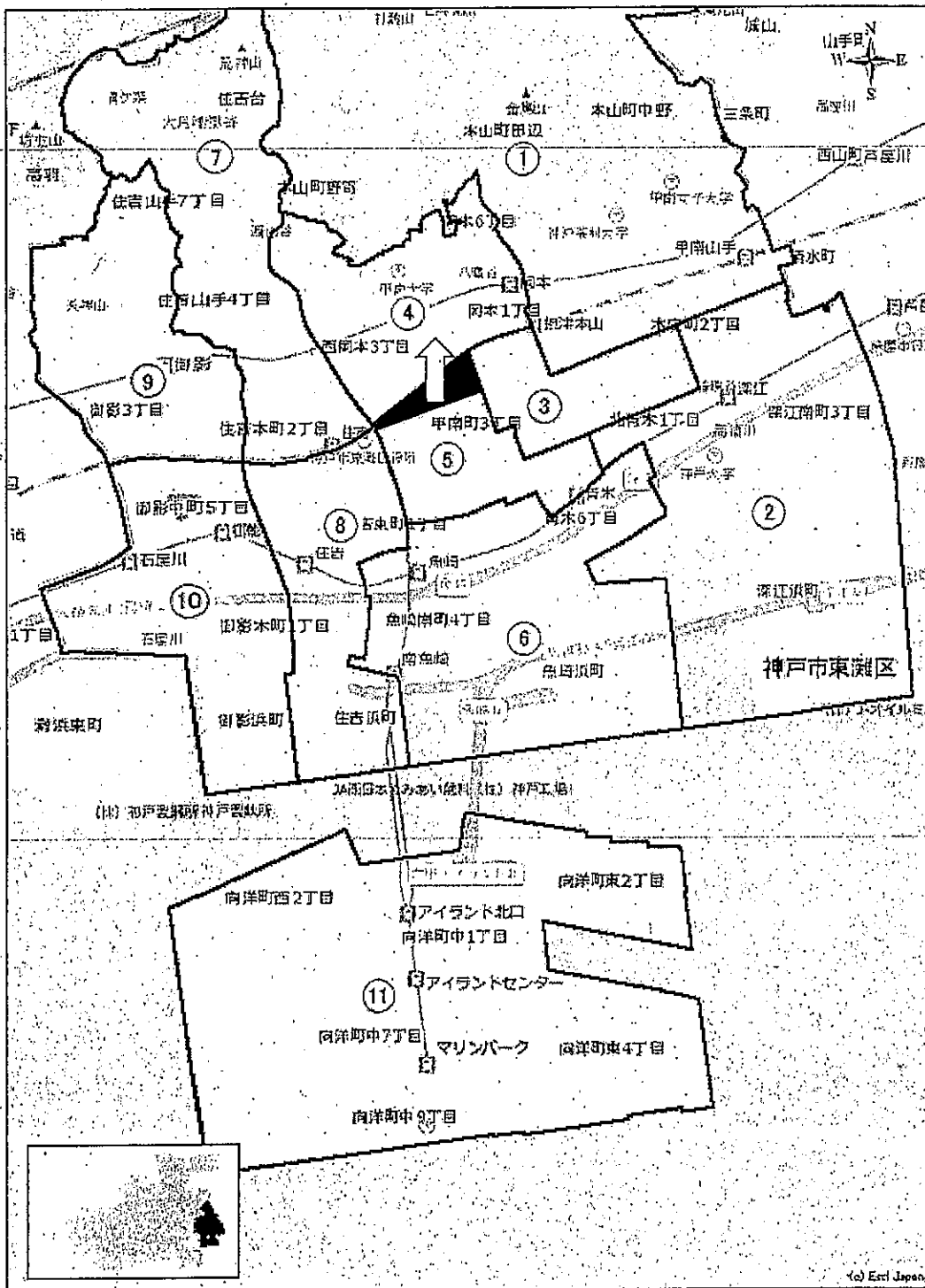
4. 今後のスケジュール

時期	内容	備考
8月13日	第2回地域包括支援センター評価委員会	選考基準の決定
8月下旬	公募要領公開	
9月上旬	公募説明会	
9月下旬 ～10月上旬	応募受付	
11月下旬	第3回地域包括支援センター評価委員会	選考
12月下旬	第2回市地域包括支援センター運営協議会	選考結果報告
3月	新法人引継ぎ	
4月	運営開始	

5. 次回の区運営協議会について（案）

公募の結果について報告するため、令和2年度第2回区運営協議会を開催する予定（書面開催を含む）。

おんしんすこやかセンター圏域地図(東灘区)



圏域 No.	現行センター名	地名	新圏域 No.	移動先センター名	高齢者数 (R2.6 末時点)
5	魚崎北部	田中町 3~5 丁目	4	本山西部	800 人